

効率的・効果的な計画行政に向けて

令和 5 年 2 月 20 日

地方分権改革有識者会議

目次

はじめに.....	1
第1 効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド及び報告の趣旨	3
第2 令和3年及び令和4年の地方からの提案等を踏まえて.....	3
(1) 令和3年及び令和4年の地方からの提案募集における重点的取組	3
①令和3年の提案募集関連の取組.....	3
②令和4年の提案募集関連の取組.....	4
(2) 令和3年及び令和4年重点募集テーマ「計画策定等」の対応結果	6
(3) 各府省における見直しについて	7
(4) 計画策定等に係る負担	7
①第3次勧告以降における計画等の策定に関する法律の条項数の推移	7
②地方の負担（地方公共団体の長の全国的連合組織からの意見）	8
③地方の負担（地方公共団体からの報告）	10
第3 ナビゲーション・ガイドについて	13
ナビゲーション・ガイドの構成等.....	13
I 制度の検討にあたっての進め方.....	13
II 計画行政のあり方.....	20
1 計画等の策定について.....	20
(1) 形式.....	20
(2) 計画等の策定に係る規定	24
(3) 地方公共団体における自主的かつ総合的な行政の推進.....	27
2 計画策定等に係る事務負担について	32
III 計画行政の推進にあたっての重要事項.....	38
おわりに.....	41
参考1 地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）における計画策定等の分類及び具体的に講ずべき措置のうち計画等の策定の手続に係るもの	45
参考2 事前相談・情報提供のスケジュール（イメージ）	49
参考3 市町村の多様性.....	50
参考4 地方公共団体の総合計画	52
参考5 都道府県において複数の計画を一体的に策定している事例があるもの（法定計画・通知等による計画）	53
参考6 計画等の体系図（イメージ）	54
参考7 地方公共団体との意見交換関連資料	55
参考8 令和3年及び令和4年の地方分権改革に関する提案募集における計画策定等に係る提案の内容及び対応方針一覧.....	66

はじめに

我が国では、長い間、計画策定等を通じた行政が進められてきた。こうした計画策定等については、地方分権改革において一定の見直しが行われてきたが、平成 22 年から令和 2 年の 10 年間で法律により地方公共団体が策定主体とされる計画等の策定に関する条項数が、約 1.5 倍に増加している。

地方公共団体においては、増加し続ける計画等に係る事務への対応に多大な労力を要しており、計画策定等の見直しを求める提案が行われるに至った。人口減少社会において、限られた経営資源のもとで、必要な行政サービスの提供が求められる中、こうした計画策定等に係る事務は大きな負担となってきた。地方公務員数はピークと比較し 15%減少しているが、今後は生産年齢人口の減少に伴い、更に職員確保に支障が生じかねないところであり、負担の適正化は急務である。

また、計画策定等は、国の職員にとっても継続的な負担を発生させている。質の高い行政サービスの確立とあわせて、国・地方において不断の見直しを通じて効率的な業務遂行を可能とすることが求められている状況において、効率的・効果的な計画行政の推進が必要である。

令和 3 年及び令和 4 年の地方からの提案募集においては、「計画策定等」を重点募集テーマに設定し、地方からの提案に基づき、各府省との調整を経て、必要な措置が講じられてきた。

また、提案への対応とともに、令和 3 年 11 月には、地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議において、「計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について」を了承するとともに、同有識者会議の下で「計画策定等に関するワーキンググループ」を開催した。令和 4 年 2 月には、同ワーキンググループの報告をもとに、同有識者会議において、「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」を了承した。

その後、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)において、計画策定等に関する基本原則が明記されることとなった。令和 4 年 11 月の地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議においては、国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイドを作成することとし、同ワーキンググループにおける検討を踏まえ、同有識者会議で審議することとされた。

同ワーキンググループでは、地方公共団体との意見交換及び 4 回の審議を行

い、効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド案の作成及び報告のとりまとめを行った。

本報告書は、令和5年2月20日に開催された地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議において、同ワーキンググループの報告を受け、審議した結果、本会議として了承したものである。

第1 効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド及び報告の趣旨

効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド（令和5年2月20日に開催された第52回地方分権改革有識者会議・第147回提案募集検討専門部会合同会議で了承された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド（案）」を指す。以下同じ。）（以下「ナビゲーション・ガイド」という。）は、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）に明記された基本原則に沿った対応となるよう、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）に基づき、提案募集の過程で得られた知見や国・地方公共団体の取組事例を踏まえて、各府省の制度の検討等に当たっての効率的・効果的な計画行政の進め方を示したものである。

ナビゲーション・ガイドは、各府省において使用されるために策定したものであり、ナビゲーション・ガイドに基づく取組については、政府の方針として位置付けるべきであると考えます。

その上で、それぞれの地方公共団体及び地方公共団体の長又は議長の全国的連合組織においても参考としていただくことを想定している。

本報告は、計画策定等に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）において、ナビゲーション・ガイドの理解の促進及び地方公共団体における効率的・効果的な計画行政に資するよう、ナビゲーション・ガイドの記載の補足説明、地方公共団体での取組事例等を取りまとめたものである。

第2 令和3年及び令和4年の地方からの提案等を踏まえて

（1）令和3年及び令和4年の地方からの提案募集における重点的取組

計画策定等（計画等（地方公共団体又はその機関による計画、戦略、方針、指針、構想等。以下同じ。）の策定、その内容、手続など計画等に関連するすべての行為をいう。以下同じ。）に関連する令和3年及び令和4年の提案募集等の経過を簡単に述べていくこととする。

①令和3年の提案募集関連の取組

令和3年の地方からの提案募集に際し、令和3年2月24日の第44回地方分権改革有識者会議・第119回提案募集検討専門部会合同会議では、「計画策定等」を重点募集テーマとして決定し、地方公共団体に対し計画等の策定やその手続を義務付ける規定等の見直しに係る提案を募集した。地方からは多くの提案が

寄せられ、関係府省との間で調整を行った案件は29件にのぼった。調整の結果、28件については「提案の趣旨を踏まえ対応」、1件については「現行規定で対応可能」という結果が得られた（提案の概要及びその対応方針は参考8に示すとおりである。）。

これらの提案に係る検討過程において、計画策定等については一年間の議論だけでは不十分であり、引き続き見直しが必要であるとの問題意識を持つこととなり¹、令和3年11月12日に開催された第47回地方分権改革有識者会議・第132回提案募集検討専門部会合同会議において、「計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について」（以下「第1次とりまとめ」という。）が提出され、その内容を了承するとともに、地方分権改革有識者会議の下にWGを開催することとなった。

令和3年12月21日に閣議決定された「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、今般の計画策定等に係る諸問題に対して、「地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う」ことが明記された。

そして、令和4年2月28日に開催された第48回地方分権改革有識者会議・第133回提案募集検討専門部会合同会議において、WGから報告された「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」（以下「第2次とりまとめ」という。）を了承するとともに、「令和4年の提案募集の方針について」が決定され、「提案の視点の例」を示し、令和4年においても、「計画策定等」について地方からの提案を重点的に募集することとした。

②令和4年の提案募集関連の取組

第2次とりまとめを受け、令和4年も引き続き重点募集テーマに設定した結果として、「計画策定等」に関する地方からの提案は68件にのぼり、令和3年の倍以上の提案が寄せられた。このうち、各府省と調整を行ったものは64件であり、61件（50事項）を重点事項として、提案募集検討専門部会において集中的な検討が行われた。

最終的に、各府省との調整の結果、「提案の趣旨を踏まえ対応」は56件、「現行規定で対応可能」は5件、「実現できなかったもの」は3件であった（提案の

¹第47回地方分権改革有識者会議・第132回提案募集検討専門部会合同会議（令和3年11月12日）[高橋部会長・発言]

概要及びその対応方針は参考 8 に示すとおりである。)

地方からの提案募集と並行して、令和 4 年 4 月 13 日に行われた経済財政諮問会議での議論を経て、同年 6 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、第 2 次とりまとめに記載された「計画策定等における基本原則」の内容を踏まえ、以下のとおり明記されている。

第 4 章 中長期の経済財政運営 4. 国と地方の新たな役割分担

国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とするを原則とする。

提案募集検討専門部会における各府省との調整においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に明記された原則を議論の前提として提示したところである。各府省においては、こうした原則を十分考慮に入れて検討をいただいたといえる。

こうした提案募集への対応の一方で、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」の閣議決定以後も法定計画が制度化されたこともあり、地方側からは更なる見直し²を求められることとなる。さらに、令和 4 年 10 月 25 日開催の国と地方の協議の場及び同年 11 月 7 日開催の全国都道府県知事会議（政府主催）においても、地方側から計画策定等を規定する法令の見直し等を求める意見が出されたところである³。

これらの経過を受けて、令和 4 年 11 月 11 日の第 51 回地方分権改革有識者会議・第 146 回提案募集検討専門部会合同会議において、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針（案）」として、以下の対応を記載することが決定された。

² 「地方分権改革の推進における計画策定等の見直しについて」（令和 4 年 11 月 7 日全国知事会）

³ 国と地方の協議の場（令和 4 年 10 月 25 日）での平井全国知事会会長発言。全国都道府県知事会議（政府主催）（令和 4 年 11 月 7 日）での湯崎広島県知事発言。

計画策定等については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）の基本原則に沿った対応となるよう、地方分権改革有識者会議での議論を踏まえ、制度の検討に資する国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政の進め方を示したナビゲーション・ガイドの作成を行う。

また、計画策定等を含む法律案等に関する内閣府への事前相談に加え、地方公共団体の全国的連合組織へ早期に情報提供を行うこととする。

さらに、同会議において、「計画策定等に係る今後の進め方」として、ナビゲーション・ガイドは、WGにおける検討を踏まえ、地方分権改革有識者会議において審議することを決定したところである。

その後、令和 4 年 12 月 20 日の地方分権改革推進本部では、岸田内閣総理大臣から、「他の計画との一体的策定を可能にするなどの内容をガイドに盛り込んで、来年春を目途に決定できるよう、調整を進めてください。」との指示がなされている。「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」については、同推進本部及び同日の閣議において決定された。

（2）令和 3 年及び令和 4 年重点募集テーマ「計画策定等」の対応結果

令和 3 年は 29 件、令和 4 年は 64 件の提案を、関係府省との間で調整を行った。この 2 年間の提案に係る対応を、重点事項別で分類すると以下のとおりとなる（令和 4 年 12 月時点）。

図 1 令和 3 年及び令和 4 年重点募集テーマ「計画策定等」の対応結果

計画策定等に関する案件の対応の分類	令和 4 年	令和 3 年	計
1 計画等そのものを廃止するもの	1	0	1
2 計画等の義務付け等について緩和するもの	4	2	6
3 他の計画と一体化、統合策定又は他の手段と代替することを可能とするもの（明確化を含む）	23	5	28
4 策定等に係る手続（認定、協議等）について見直すもの	11	6	17
5 記載事項について見直すもの	9	4	13
6 期間の設定について見直すもの	2	4	6
7 計画等の策定に係る支援等の充実を図るもの	11	5	16
8 見直しについて引き続き検討を行うもの	14	4	18

※一つの事項に複数の内容が含まれているため、合計は各年の重点事項数と同一にならない。

この2年間において、「1 計画等そのものを廃止するもの」として対応を求める提案は多くあったものの、調整においては難航したものが多く、2年間で1件の対応となった。その一方で、「3 他の計画と一体化、統合策定又は他の手段と代替することを可能とするもの（明確化を含む）」とした対応は2年間で28件にのぼっており、当初提案として廃止を求めていたものの、調整の結果としてこの対応となったものも多くみられるところである。関係府省においては、計画策定等の趣旨や目的が損なわれない限り、その形式にはこだわらない姿勢がみられたものであると考えられる。

（3）各府省における見直しについて

令和4年においては提案募集への対応と並行して、各府省において計画策定等の見直しの検討が行われた。第2次とりまとめにおいて、「内閣府においては、各府省に対し、それぞれが所管する計画等に関して、地方の自主性・自立性を高める観点から、以下の視点に沿った同様の見直しを要請すべきである。」としたことを受け、内閣府から各府省に対し、令和4年3月に計画策定等に関する見直しを依頼⁴するとともに、同年5月には見直しの検討状況についての調査⁵を行っている。

この調査は、「調査票①法律に根拠を有するもの」に加え、「調査票②政省令及び通知・マニュアル等により策定を要請しているもの」について、見直しの検討状況（令和4年6月1日現在）を照会したものである。

本照会の結果、見直しの検討を行っているとの回答があった計画等については順次必要な対応が進められているところであるが、この調査票により従来全体像が把握できていなかった「政省令及び通知・マニュアル等により策定を要請しているもの」の大枠もとらえることができたものである。

（4）計画策定等に係る負担

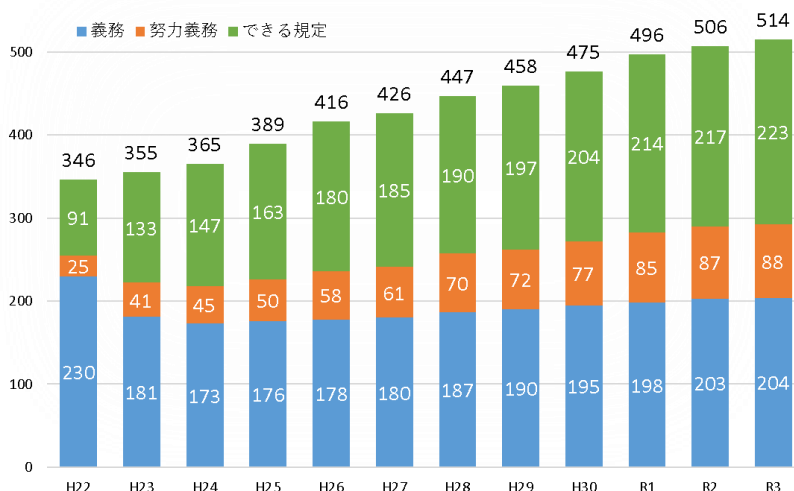
①第3次勧告以降における計画等の策定に関する法律の条項数の推移

⁴ 「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて（依頼）」（令和4年3月1日付府分推第30号）

⁵ 「計画策定等における見直しの検討状況について（照会）」（令和4年5月13日付府分推第40号）

計画策定等に関する条項数の令和2年12月末現在の数値は506条項、令和3年12月末現在の数値は514条項となる。平成22年時点の346条項から、10年間で約1.5倍に増加している。

図2 計画等の策定に関する条項数の推移



②地方の負担（地方公共団体の長の全国的連合組織からの意見）

地方の負担について、第2次とりまとめでは以下のように指摘している。

【第2次とりまとめ】

「地方分権改革の推進に向けた研究会報告書」（令和2年10月、全国知事会地方分権推進特別委員会及び地方分権改革の推進に向けた研究会）において、「近年は、法令で明確に義務付けてはいないものの、「努力義務」又は「任意」によって地方公共団体に計画等の策定を促し、場合によっては国庫補助金などの財政的なインセンティブを絡めることにより、国が地方を誘導しようとする手法が増加傾向にあり、計画策定等の負担が重くなっている」とした上で、「国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを求めていくことが必要である。また、関連する複数の分野においてそれぞれ個別計画を策定するよりも、各計画の政策目的をつなぎ合わせて総合的な計画をつくる方が、効率的かつ複合的な課題の解決には有効であり、趣旨・目的が重複している計画や、時代の変化によって必要性が低下している計画等は、統廃合などの見直しを行っていくべきである。」と見直しの必要性が訴えられている。

さらに、令和4年8月29日の第139回提案募集検討専門部会でのヒアリングにおいては、

- ✓ 全国市長会は「令和4年地方分権改革に関する提案募集に係る全事項に共通して国に対処を求める意見」（全国市長会）（抜粋）として、

計画の策定等については、「骨太の方針2022」に記載された原則を遵守し、都市自治体が進める主体的な取組を阻害することのないよう、計画策定等を規定する法令の見直し、計画の記載事項や策定手続の簡素化、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを進めること

- ✓ 全国町村会は「令和4年地方分権改革に関する提案募集に係る全事項に共通して国に対処を求める意見」（全国町村会）（抜粋）として、

国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、町村の行政需要の多寡や先行的な取組の有無を考慮せずに新たな計画の策定や専任職員の配置等を全国一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること

としている。

これらは、計画策定等について、地方公共団体の負担の問題にとどまらず、地方公共団体が進める主体的な取組や地方公共団体の裁量の確保に関わる問題でもあることを訴えているものと考えられる。

また、同ヒアリングの中で、町村の実態として、人員の削減が進んでおり、

- ✓ 例えば、福祉関係は、1つの課、1桁の人員で、計画策定等のほか、住民向けの実務を実施している。産業関係（農林水産、経済産業、観光）の課でも、1桁の人員で計画策定等と実務を実施している。

との説明があった。これは、第1次とりまとめ、第2次とりまとめで示した逆三角形の構造における町村の負担を具体的に説明された実例であった。

さらに、「地方分権改革の推進における計画策定等の見直しについて」（令和4年11月7日全国知事会）では、

- ✓ 依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題はなくなる。

として、計画等が新設されていること等の問題を指摘している。

③地方の負担（地方公共団体からの報告）

令和5年1月13日に開催したWGにおいては、実務を担う地方公共団体との間で意見交換を実施した。以下、地方公共団体からの説明の概略を示していく。

【計画等の策定について】

ア 計画行政にあたって

- ・地方公共団体によっては、職員1名で複数省庁の業務を担当し、さらに、1つの課において多くの計画等を策定している場合がある。このような場合には、これらの計画等の間での記載事項の重複感があることや計画期間の重なりにより業務が集中してしまうことが負担となっている。

イ 小規模団体における計画行政について

- ・リソース不足により、計画策定等に係る事務に十分な時間を確保することができず、計画等に紐づく財源の確保や非策定・未策定の団体としての公表を避けるため、国が作成した雛形や他自治体の例をほぼ踏襲している例がある。
- ・人口規模数百人の団体においては、政策の対象が少なく、計画等の策定をすることに意義を感じにくく、すぐに個別の施策を行うことが効果的である。
- ・こうした団体では、諸計画の統合が認められたとしても、統合のためには、計画等の記載事項、計画期間の調整などを行う必要があり、通常の業務と並行して実施することは非常に負担である。
- ・県内に職員数14人～26人の村が存在。それらを含めて小規模団体では職員数は数十人程度であり、
 - ✓ 職員1名で複数の省庁業務を担当。
 - ✓ 職員は、自主事務・単独事業、住民対応に加え、府省からの照会業務への対応など、非常に多忙。
 - ✓ 制度を深く検討する機会をとれず、広く浅く業務に従事せざるを得ない。
 - ✓ 1つの課で所管する計画が多く、一般職員のみならず課長級職員も対応。
 - ✓ ある村では住民課（4名）において、福祉関係の計画（介護、こども、障害福祉）のほか、男女共同参画、上下水道関係の計画など、複数府省にまたがる計画を所管せざるを得ない。
 - ✓ 計画策定等を経ずに、速やかに事務事業の実施を行うことで、迅速な課題解決につながっている。

ウ 大都市における計画行政について

- ・指定都市の処理する事務は、基礎自治体として住民に身近な業務（窓口業務）から、都道府県と同様の事務まで多岐にわたる。また、複雑・多様な都市的課題や膨大な行政需要が発生している。その結果、指定都市においても計画等の策定に要するリソー

スが不足している。

エ 共同策定について

- ・小規模団体においては、共同策定のためにも調整コストが生じる。そのため、計画策定等の義務付けはそもそも避けるべき。

オ 一体的な策定、統合策定について

- ・一体的な策定、統合策定の効果としては、
 - 各個別法の個別の課題ごとではなく、関係する複合的な課題を総合的・一体的に議論することで、より整合性のある実効的な計画の策定が可能。
 - 関係する諸課題・施策を一覧化することで、住民にとっての視認性の向上、効果的な施策の周知が可能。
 - 策定手続の一本化等により、人的・財政的負担の軽減、施策や体制等の充実への更なる注力を図ることが可能。

カ 国の計画等での対応

- ・計画策定等について、地方公共団体ではなく、国（地方行政機関含む。）において策定するものに、地方公共団体の区域内に係る数値（目標等）を記入していく手法もとれるのではないか。

【計画策定等に係る事務負担について】

ア 計画等の記載事項について

- ・計画等の策定を求める主目的が、テキストベース（政策の意義、施策・事務事業の方向性等）ではなく、一定の数値（目標設定等）であれば、そうした数値の記載のみの計画等とすることを可能とすべき。

イ 計画期間について

- ・計画期間の設定についても、地方公共団体にできる限り委ねるべき。
- ・計画期間の長さは地方公共団体の負担に大きく影響する。地方公共団体においては、計画等に関連する事務の事務量の多寡に応じて、事務に携わる職員数を配置している。事務量が少ない事務について、一律の計画期間が定められた計画等の策定を求められると、そもそも職員数が少ない中で対応に苦慮する。

ウ 内容が専門的で策定に費用・労力を要する計画について

- ・策定作業及び国への提出時の審査において、相当な専門性が求められることから、地方公共団体において一定の専門職員を配置していても対応しきれず、外部委託等をせざるを得ないものもあり、財源面で苦慮している。

エ 計画策定等の手続について

- (a) 審議会等での審議、パブリック・コメント手続を求められていることについて
- ・複数計画等の策定・改定時期が重なることで、職員の検討に加え、調査分析、審議会等の開催、パブリック・コメント手続、周知のための経費など、大きな負担が周期的に発生する。
 - ・令和5年度においては、健康・医療・福祉関係の諸計画（医療計画、老人福祉計画等の17計画）の改定が重なり、150回以上の審議会等の開催及びパブリック・コメント手続の実施が必要となる。

(b) 地域での合意形成について

- ・計画等の策定自体は努力義務であり、また、策定手続が地方公共団体の裁量に委ねられている場合であっても、地域内のコンセンサスを得るために、審議会での審議等相当の手続コストが発生するのが実態。

オ 策定手続における関与

- ・法令上の特例措置に計画等を関連付けたものについて、都道府県の計画等及び市町村の計画等の策定のための期間が、特例措置に係る都道府県の関与（同意）にあたっての期間に鑑み、短期間であったものがある。こうしたスケジュールとの関係についても十分考慮することが必要。
- ・計画等に係る国への協議等について、電子媒体による提出を一層認めるべき。

【先進的な取組】

以下の取組が報告された。

- 法的な義務付けがあるもの等、やむを得ない策定理由がある場合を除き、計画策定を原則行わない。
- 策定せざるを得ない場合、計画等を極力簡素化・集約化する。

さらに、廃止、統合、簡素化の取組が紹介され、それらの中で簡素化したものとして、見直し（従来37ページであったもの→4ページとした、従来56ページであったもの→7ページとした）の具体例が挙げられた。また、こうした取組は総合計画や業務改革を所管する部署が中心となり、団体内の計画等の把握と見直しの働きかけを実施しているとのことである。

第3 ナビゲーション・ガイドについて

ナビゲーション・ガイドの構成等

ナビゲーション・ガイドは、各府省での使用に資するよう、Ⅰとして各府省における制度の検討にあたっての進め方、Ⅱとして計画行政のあり方について示している。最後にⅢとして、計画行政の推進にあたっての重要事項を記載している。

Ⅰ 制度の検討にあたっての進め方

従来から、地方公共団体に対する新たな義務付け・枠付けについては、「累次の勧告等に基づき、必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行う」旨が閣議決定⁶されており、各府省において同決定に基づいた検討が行われているはずである。ナビゲーション・ガイドは、制度の担当部署のみならず、大臣官房等総合調整機能を有する部局における検討についても用いられるべきものであると考えている。

【地域主権推進大綱】

第1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

2 今後の課題と進め方

なお、将来的にも義務付け・枠付けの見直しの実効性を担保するため、各府省においては、以下のとおり対応するものとする。

- ・ 地方公共団体に対する新たな義務付け・枠付けについて、累次の勧告等に基づき、必要最小限にするとの基本的な方針の下に、大臣官房等総合調整機能を有する部局において審査を行う・・・。

【ナビゲーション・ガイド】

- (1) 各府省は、国又は地方公共団体の処理が想定される事務の検討にあたっては、はじめに、その事務の処理主体として、国（地方行政機関を含む。）とすべきか、地方公共団体とすべきかについて、国と地方の適切な役割分担、関連する権限の所在、デジタル技術の活用等の観点から十分に検討を行うべきである。

⁶ 地域主権推進大綱（平成24年11月30日閣議決定）

第1次地方分権改革により、国と地方の役割分担の原則等が定立された（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2、第2条）。

計画等の策定及び計画等に基づく事業の処理についても、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、その主体及び事務の内容が定められなければならない。そして、地方公共団体が事務を処理することとする場合は、地方公共団体の自主的及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

また、国が地方公共団体に計画策定等を求めているもののうち、計画等に基づく事務を実施するにあたって必要な権限が法律で付与されていないものや、関連する自主的な事務事業も実施する見込みがないものがあることが提案募集で指摘された。制度の検討にあたっては、関連する権限を地方公共団体が有しているかについての検討も必要である。

【第2次とりまとめ】

今後のデジタル化の進展により、報告・情報提供や市民等との情報共有のあり方にも変化を及ぼすことも念頭に入れて検討すべきであり、全市町村、都道府県、国共通のプラットフォームを用いることで情報連携を可能とし、事務を簡素化するなど、計画等にこだわらない取組について検討を行っていくべきである。

【第2次とりまとめ】

第4 計画策定等における基本的な考え方

- ・ デジタル技術の活用による情報連携等を通じ、計画策定等に関する地方公共団体の事務負担の軽減を図るとともに、地方公共団体が計画以外の適切な手法を選択することを可能とする等、デジタル化を通じた地方公共団体の政策立案の効率化を検討すること。

また、近年、提案募集において、オンライン手続によることで国への経由事務を見直す対応が出てきている。また、第2次とりまとめでは、デジタル化の進展を踏まえ、計画等にこだわらない取組の検討を行うべき旨、指摘したところである。

こうしたことから、はじめに、事務の処理主体として、国（地方行政機関を含む。）とすべきか、地方公共団体とすべきかについて、国と地方の適切な役割分担、関連する権限の所在、デジタル技術の活用等の観点から十分に検討を行うべきである。

【ナビゲーション・ガイド】

続いて、地方公共団体が事務を処理することとしようとする場合、法律に根拠を有する計画等（地方公共団体又はその機関による計画、戦略、方針、指針、構想等。以下同じ。）が増加し続けていることを踏まえると、当該事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は地方公共団体の判断に委ねることを原則とすべきである（Ⅱ 1（1））。

【経済財政運営と改革の基本方針 2022】

国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにする・・・。

計画策定等を含む法律等が新設されていく一方で、必要性が低下した計画等の廃止や、密接な関連性を有する諸計画との統合が十分になされていないこともあり、計画等の数が増加し、乱立してきている状況にある。

我が国の行政については、法律の制定等に重点が置かれ、政策を積極的に見直すことが軽視されがちであるとの指摘がなされてきた。また、働き方改革を推進していく中で、国家公務員のアンケート結果⁷では「非効率・不要な業務が多い。」との意見が絶えない。

計画等の乱立により、全部又は一部の内容が重複しているような計画が積み上がり、国・地方の職員において重複した作業が生じている状況にある。

国においては、

- ・計画間の調整が十分ではないこともあり、複数の計画等に係る作業が重複
- ・担当職員においても、
 - ✓ 数年ごとの国の基本方針等の策定・見直し
 - ✓ 審議会運営、パブリック・コメント手続の実施
 - ✓ 大部のマニュアルやツール等の作成
 - ✓ 地方公共団体からの報告の受理・審査
 - ✓ 毎年度の地方公共団体の計画等の策定状況の調査
 - ✓ 毎年度の計画等に基づく事務事業の調査

⁷ 令和3年度働き方改革職員アンケート結果について（概要）（女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会（令和4年4月22日）資料）など

などの負担が生じている。こうした負担により、有効な対策の情報収集と横展開、地方公共団体の取組を支援するための制度の充実に注力できないこととなれば、結果的に国全体として負の影響が生じてしまうことが危惧される。

他方で、それぞれの地方公共団体においては、一つの計画等を担当するだけでも、以下のような負担が生じている。

- ✓ 関係する制度や背景を理解し、所管府省からの膨大な通知やマニュアルを読みこなした上で、所管区域における様々な基礎数値やデータを収集・整理し、策定のために必要な合議組織を設置・運営し、住民や関係団体にも説明や意見聴取の機会を設け、計画等を策定しなければならない。
- ✓ 国等への協議や必要な調整を経て計画等を策定した後も、住民にわかりやすくそれを公表し、進捗管理し、必要な修正や改定を継続しなければならない。
- ✓ 定期的に、国からは、計画等の策定状況や計画等に基づく事業の進捗等の回答を求められる。
- ✓ 計画期間がそれぞれ異なることから、類似する分野の計画等であっても更新時期が異なり、毎年のように更新、改定を繰り返すといったケースもある。

国の職員の負担が、全国の地方公共団体に拡散して発生していることになる。

また、地方においては、総合計画、行政評価、毎年度の予算編成により、政策の統合を行い、総合行政を推進している中で、国から策定を求められる計画等の乱立により、総合性・一覧性・住民にとっての視認性等の面で、大きな支障が生じているとされている。

こうした状況は、国の職員にとっても、地方の職員にとっても、効率的ではないと考える。事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は地方公共団体の判断に委ねることを原則とすべきである。

【ナビゲーション・ガイド】

(2) 検討において、計画等の形式によることを選択肢の1つとする場合には、当該行政分野及び密接に関連する行政分野にわたる計画等の体系図を作成するなど、概観を把握できるようにその計画等に係る体系について明らかにすることが望ましい。

計画等に係る体系について明らかにすることは、諸計画等の重複回避・調整及び統廃合の検討に資するのみならず、地方公共団体における効率的・効果的な計画行政の推進に資するものであり、(4) の情報提供において示すことが望ましい。

検討においては、当該行政分野及び密接に関連する行政分野にわたる計画等について、体系図の作成など、概観を把握できるよう、その計画等に係る体系について明らかにすることが望ましい。

計画等に係る体系について明らかにすることは、

- 国においては、諸計画等の重複回避や調整、統廃合の検討
- 地方公共団体においても、現場における計画体系の整理、総合行政の推進に資するものである。地方公共団体の長又は議長の全国的連合組織への情報提供において示すことが望ましい。

計画等に係る体系としては、

- 同一・関連法制度において、基本計画—実施計画、基本計画—分野計画の関係
 - 関連する諸計画等について、異なる政府レベル（国—都道府県—市町村）の計画間の関係、同一政府レベルにおける関連する計画間の関係
- などがあると考えられる。体系図のイメージについては、参考6で示している。

【ナビゲーション・ガイド】

(3) 検討を行う中で、地方公共団体に対して計画等の策定を求めようとする場合には、計画体系の整序の観点から既存の計画等の統廃合等（Ⅱ 1（2）・（3））に努めるほか、計画等の形式によらざるを得ない理由を、（4）において地方公共団体に示すべきである。あわせて、計画等の策定に対する財政措置の内容も示すことが望ましい。

計画等の形式によらざるを得ない理由として、

- ・ 計画等以外の代替案との比較結果
 - ・ 計画策定等に係る負担（行政のコスト）の見込み
 - ・ 負担と効果の見込みの比較結果
- などを示すことが考えられる。

内閣府では、こうした取組の進展の状況を把握して、優良事例をとりまとめて公表していくべきである。

【第2次とりまとめ】

第3 令和4年地方からの提案募集における計画策定等の見直しの考え方

- (1) 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの
- (オ) 計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの

【第1次とりまとめ】

- ① 施策を推進する目的やその効果に対し、一定の方式による計画の策定等を求める手法が必須かどうか。

後述する検討の結果、計画等の形式によらざるを得ない場合には、実務を担う地方公共団体の理解を得ることが必要である。地方公共団体において、計画策定等の必要性の理解に至らず、単に国から求められる一作業として計画等を策定するのでは、負担感を感じるのみで、政策目標の達成への効果が得られないおそれがある。計画等の形式によらざるを得ない理由を示し、地方公共団体の理解を得ることが必要である。

計画等の形式によらざるを得ない理由として、

- 検討した計画等以外の代替案との比較結果
- 計画策定等に係る負担（行政のコスト）の見込み
- 計画策定等に係る負担と効果の見込みの比較結果

などを示すことが考えられる。例えば、計画策定等に係る負担が少ないことを示したり、一定程度の負担が生じてもより大きい効果が見込まれることを示すことである。

（本来、地方公共団体としてマンパワー、予算等を投入する必要がある計画策定等を行う決定をするためには、「負担」と「効果」の見込みを比較し、負担が効果によって正当化されることが必要である。）

こうした理由を地方公共団体の長又は議長の全国的連合組織への情報提供の際に示すべきであり、全国説明会等でも説明することが望ましい。

「負担の見込み」や「負担と効果の見込みの比較」については、以下のパターンが考えられる。

【地方の「負担の見込み」の場合】

計画策定等に係る負担（行政のコスト⁸）の見込み

- ・標準的な地方公共団体におけるコストの内訳（定性）
- ・全国マクロのコストの総額（定量）

人件費（標準的な給与単価で計算）、事務費（需用費等）、委託費等

なお、地方公共団体のコストを見込む前提として、同様の作業負担が生じる国のコストを算出し、それを地方公共団体にあてはめる方法が考えられる。その場合、国のコストも明記することが望ましい。

【「負担と効果の見込みの比較」の場合】

計画策定等（当該計画等に基づく事務事業を含む。）に係る「負担」と「効果」の見込みの比較

- ・行政のコスト（国・地方）に加え、民間に遵守コストが発生（規制等）する場合は当該コストを含む
- ・計画策定等（当該計画等に基づく事務事業を含む。）に係る「負担」と「効果」の見込み（定性・定量）を比較

また、理解を得るための取組としては、計画等の策定に対する財源措置の内容についても説明することが望ましい（地方公共団体に対し事務処理を義務付ける場合には、国は、その財源について必要な措置を講じなければならない⁹。）。

【ナビゲーション・ガイド】

（４）地方公共団体の実務に根差した知見、経営資源（行財政規模、職員体制）を十分考慮した制度となるよう、可能な限り早期から地方公共団体の長又は議長の全国的連合組織へ情報提供していくべきである。

⁸ 行政のコストとしては、人件費、事務費、委託経費を含む。

⁹ 地方自治法第 232 条第 2 項 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体に対し事務の処理を義務付ける場合においては、国は、そのために要する経費の財源につき必要な措置を講じなければならない。

地方財政法第 13 条第 1 項 地方公共団体又はその経費を地方公共団体が負担する国の機関が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない。

【第2次とりまとめ】

第4 計画策定等における基本的な考え方

- ・ 計画等に関し、その制度や枠組みを創設あるいは変更しようとする際には、地方公共団体の意見を十分聞くこと。

【令和4年の地方からの提案等に関する対応方針】

計画策定等を含む法律案等に関する内閣府への事前相談に加え、地方公共団体の全国的連合組織へ早期に情報提供を行うこととする。

効率的・効果的な計画行政の推進のためには、地方公共団体が実務において得た知見を国の制度設計に取り入れることも重要である。

また、地方公共団体における政策形成過程や総合計画、行政評価、条例・規則など、国の職員にとって馴染みがないものの把握、経営資源（行財政規模、職員体制）の状況、小規模団体等における実行可能性も考慮できるよう、地方公共団体との対話の過程が極めて重要である。協力する関係として、できる限り早期から地方側と連携していくことが必要である。

Ⅱ 計画行政のあり方

1 計画等の策定について

(1) 形式

【ナビゲーション・ガイド】

地方公共団体が処理する事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、地方公共団体に委ねることを原則とすべきである。

法律又はこれに基づく政令の規定により一定の意思決定を求めざるを得ない場合であっても、法律の責務規定等において、「計画的な行政」、「施策の策定」、「目標を定める」等の規定を置くことで、国が形式を規定するのではなく、形式は地方公共団体に委ねるべきである。

その際の地方公共団体での対応としては、

- ・ 施策・事務事業の内容や目標を定めるものは、地方公共団体の総合計画、行政評価
- ・ 主に行政内部への効果を有するものは、地方公共団体の規則・規程、要領、実施基準などによることが想定される。

形式を法律で規定せざるを得ないと考えられる場合には、早期に、個別のケースごとに内閣府

への事前相談を行い、デジタル技術の進展も踏まえて効率的・効果的な計画行政となるよう適切な形式を検討していくべきである。

提案募集における知見を踏まえれば、考えられるものとしては、

- ・国が数量等を把握することを目的とするものは、地方から国へのデータ共有の仕組み
- ・私人等に対する認定等の判断基準を示すものは、基準、行政手続法上の基準
- ・国の事業検討のための資料として求めるものは、需要調査
- ・私人等の権利義務への影響が強いものは、条例、行政処分とすることが挙げられる。

内閣府においては、こうした取組の進展の状況（各府省での対応・地方公共団体の取組や提案募集での対応など）を把握して、優良事例をとりまとめて公表していくべきである。

【第2次とりまとめ】

第4 計画策定等における基本的な考え方

- (1) 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの
 - (ア) 国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
 - (イ) 実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの

【第1次とりまとめ】

- ① 施策を推進する目的やその効果に対し、一定の方式による計画の策定等を求める手法が必須かどうか。

【経済財政運営と改革の基本方針 2022】

国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにする・・・。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」では、「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとする」としている。

団体自治及び住民自治の保障のため、地方公共団体の意思決定について国が過度に規律することは避けなければならない。また、総合計画、行政評価など計画行政を進めるための形式を既に地方公共団体では活用しているところであり、意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、地方公共団体の判断に委ねるべきである。

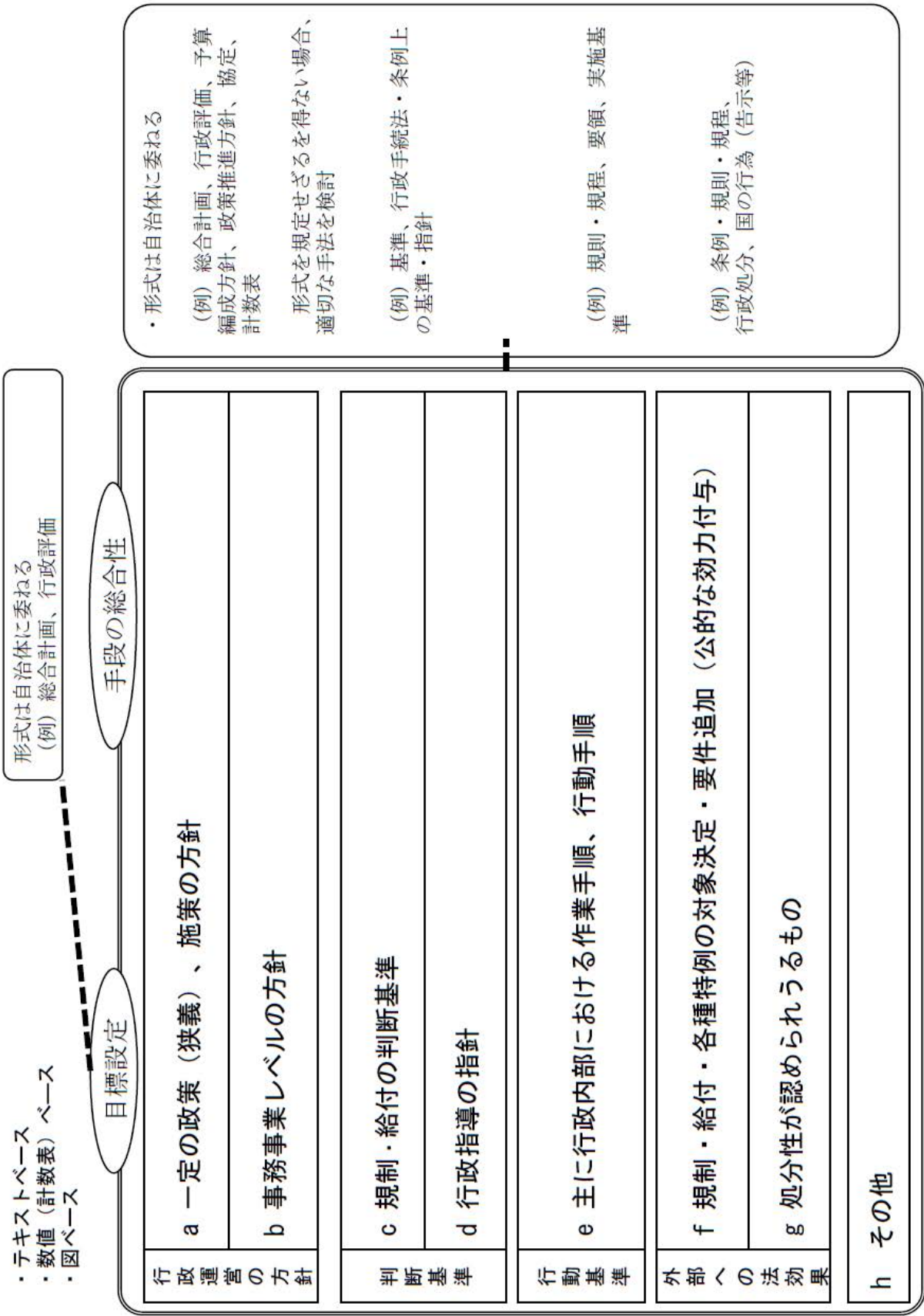
例えば、一般的に計画等の形式を求めている場合として、未来の目標に向けて施策・事務事業を提示していく意思決定の表現の形式のものについては、総合計画や行政評価による対応が考えられる。総合計画は審議会、協議会において、住民意思をくみ上げ、多くの場合、議会審議を経て決定されるものである。さらに、団体によっては、行政評価、予算編成と連携させたトータルなマネジメントシステムを構築しており、それらでの位置付けは、各個別法の政策目的の達成にも大いに資するものである。また、他にも、予算編成方針、政策推進方針、長のマニフェスト、議会への説明（予算説明資料）などの重要な形式も存在する。

計画等の形式を求めている場合として、主に行政内部における作業手順・対応手順を定めるものは、行政規則（規範性・拘束性の程度に応じて規則・規程、要領、実施基準等）による対応が考えられる。

一定の意思決定を求めざるを得ない場合であっても、提案への対応の知見を踏まえ、法律の責務規定等における対応の例をナビゲーション・ガイドでは挙げている（提案募集でも、計画策定等に係る対応として、責務規定に基づいて「施策を策定し、実施していれば法律に則った対応である」としたものがあった。）。

計画等は異なる誕生経緯のもと、多分野で発展してきたため、多様なものがある。計画等について網羅的・一義的に分類することは困難であるが、提案募集の対象となってきた法律を根拠とする計画等をもとに、差し当たり以下のような行政計画の要素の類型等（試案）を提示する。

図3 行政計画の要素の類型等（試案）



こうした類型等に鑑み、形式を法律で規定せざるを得ないと考える場合は、性質・効果に応じて、政策効果を発揮させる他の適切な形式へと転換していく必要がある。

こうした計画等以外の形式は、個別のケースに応じて考える必要があり、一般的な公式を作ることは困難である。そのため、これまでの提案募集等の知見を踏まえて、ナビゲーション・ガイドでは例を挙げている（例1から例3までは提案募集への対応、例4は規定例あり）。

内閣府において、取組の進展の状況を把握し、優良事例をとりまとめ、公表していくべきである。

（2）計画等の策定に係る規定

【ナビゲーション・ガイド】

（1）に係る計画等以外の形式の検討をしてもなお計画等の形式によらざるを得ない場合には、策定に係る規定は、以下の対応をすべきである。

- ① できる規定を優先的に検討すること（その後に努力義務規定、最後に義務規定を検討）。
- ② 一律に策定に係る規定を置くのではなく、地方公共団体の種別（都道府県、指定都市、中核市、市、町村等）ごとの法定の権能、地方公共団体の規模（人口、面積、職員体制）の多様性を踏まえ、できる規定、努力義務規定、義務規定のいずれが適切かを十分に検討すること。また、団体の種別等に応じて、規定を書き分けることも十分に検討すること。
その際、
 - ・職員体制が小規模な団体での実行可能性について配慮すること。
 - ・一律に、努力義務規定又は義務規定を置こうとする場合には、I（4）の情報提供時において、その理由を丁寧に説明すること。
- ③ できる規定又は努力義務規定を置く場合には、実質的な義務付けであると地方公共団体に受け止められることのないようにすること。そのため、非策定・未策定の団体名を公表することや法律の施行通知等の文言によって、実質的な義務付けであると受け止められることのないようにすること。

【第1次とりまとめ】

- ② 団体の規模の如何にかかわらず、全国一律に策定を求めることが適当かどうか。

「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に明記されたように計画策定等について、「義務規定」は必要最小限でなければならない。累次の勧告に基づくメルクマール該当性はもとより、メルクマールにおいて許容されている場合であっても、形式としての計画等の必須性が認められる場合（(1)に係る計画等以外の形式の検討をしてもなお計画等の形式によらざるを得ない場合）にのみ計画策定等が許容されるものとする。

そのため、計画等以外の形式を検討してもなお計画等の形式によらざるを得ない場合には、「できる規定」を優先的に検討することが必要である。

また、「努力義務規定」については、地方分権改革の中では「単なる奨励」と捉えてきたが、提案募集等における実例では、地方側の受け止めとして、

- ✓ 努力義務でも一定の義務を課すものである。
- ✓ 対外的な説明責任の観点から実質的な義務付けである。
- ✓ 努力義務規定が1文規定されているだけで、多大な事務負担が生じている。

ことが示された。

そうした実例を受け、検討の順序としては、計画等の形式によらざるを得ない場合でも「できる規定」の形をとることを優先的に検討すべきである。「できる規定」を優先し、次に「努力義務規定」、最後に「義務規定」を検討していくこととなる。検討の結果として、いずれの規定とした場合であっても、その規定（「できる規定」、「努力義務規定」、「義務規定」）とする必要性については、地方公共団体の長又は議長の全国的連合組織への情報提供時に、計画等の策定を求める理由と併せて、丁寧に説明すべきである。

なお、努力義務規定については、地方自治の本旨に基づき、国と地方の適切な役割分担を踏まえた法令の規定により、地方公共団体が処理することとした事務に関連して、国が努力を求めることの意義を吟味する必要がある¹⁰。

努力義務規定は「単なる奨励」であることを前提とすると、地方公共団体の対外的な説明責任の点からみても、提案募集の実例等を踏まえれば、現行の努力義務規定については、

- 計画策定等及び計画等に基づいて実施される施策・事務事業に対する需要が個別の団体において不存在又は少ない場合

¹⁰ 地方自治法第2条第11項 地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない。

- 計画策定等に係る時間・経費と比較し、計画策定等を経ずに施策・事務事業の実施を行うことで、より迅速・効果的な課題解決に資する場合
- 団体において、課題解決に向けた施策・事務事業を検討した上（検討の努力）で、計画等の策定によらずに、施策・事務事業を実施することが最適であると判断した場合
- 発生している他の政策課題についても合わせて、十分検討した上（検討の努力）で、各団体によって、より対応が求められる他の課題へ注力した結果の対応である場合には、地方公共団体において必要十分な努力をしているものであると解される。

次に、策定に係る規定を検討する場合は、一律に策定に係る規定を置くのではなく、地方公共団体の種別（都道府県、指定都市、中核市、市、町村等）ごとの法定の権能、地方公共団体の規模（人口、面積、職員体制）の多様性等を踏まえ、規定を十分に検討すべきである。また、団体の種別・規模に応じて規定を書き分けることも十分に検討すべきである。

一律に、努力義務規定又は義務規定を置こうとする場合（例：地方公共団体一律に努力義務規定を置く等）には、地方公共団体の長又は議長の全国的連合組織への情報提供時に、その理由を計画等の策定を求める理由と併せて、丁寧に説明すべきである。

以下、地方公共団体の規模等について留意すべき点を述べる。

<行政需要の多寡との関係>

地方公共団体における事務を処理する職員は、当該事務の事務量（行政需要の量）に比例した人数が配置されている。行政需要が少ない団体では職員数が少なく、行政需要の多寡を考慮しない計画等の策定義務については、そういった地方公共団体に負担がより重くのしかかる。そのため、計画策定等については慎重に検討を行う必要がある。計画等の形式によることがやむを得ない場合であっても、団体ごとに行政需要の多寡の差が大きい場合は、一律な義務付けや一律の計画期間の指定は避けるべきである。

<小規模団体>

地方公共団体との意見交換では、職員数14～26人の団体の実例が報告された。報告を踏まえ、全国にリソースが少ない団体の例を、参考3で示すこととする。こうした実態からは、

- ✓ 町村では職員規模 15 人程度、市では職員規模 100 人程度により行政運営をしていかざるを得ない団体があること。
- ✓ 市町村の面積は、4Km² 未満から 2,000km² を超える団体まで多様であること。同様に人口も多様であること。

が認識できる。こうした小規模団体等の状況を考慮して、慎重に検討を行う必要がある。

<地方公共団体共通>

例えば、大都市においては、複雑・多様な都市課題や膨大な行政需要への対応に取り組んでいる。さらに、経済成長のけん引等も期待されている。都道府県においても、増加する行政需要に対応していく必要があり、小規模団体以外の地方公共団体においてもリソースが不足しがちであることには変わりなく、慎重に検討を行う必要がある。

次に、できる規定、努力義務規定については、財政措置等を関連付けた実質的な義務化により、国の過剰な関与が行使され、その対応に多大な労力を要するといった課題¹¹が指摘されている。

できる規定又は努力義務規定を置く場合には、実質的な義務付けであると受け止められることのないようにする必要がある。ナビゲーション・ガイドでは、そのための対応を記載している。

(3) 地方公共団体における自主的かつ総合的な行政の推進

【ナビゲーション・ガイド】

計画等の形式によらざるを得ない場合であっても、制度化にあたって、以下の対応を優先的に検討すべきである。

- ① 関連する既存の計画等の統廃合
- ② 既存の計画等における内容の追加による対応
- ③ 関連する計画等との一体的な策定、上位計画への統合が可能である旨の規定化

¹¹ 地方分権改革の推進における計画策定等の見直しについて（令和4年11月7日全国知事会）

【第2次とりまとめ】

第3 令和4年地方からの提案募集における計画策定等の見直しの考え方

- (1) 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの
- (ウ) 地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
- (エ) 政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの

- (2) (1) 以外で、その内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
- (オ) 地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合（分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。）して策定できることを明確化すべきもの

【第1次とりまとめ】

- ④ 当該事項と関連する他の事項の計画と一体をなす形での策定や、当該事項を包括する総合的な計画の中に織り込む形での策定も可能であることを原則とすべきではないか。

【経済財政運営と改革の基本方針2022】

真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。

計画等の形式によらざるを得ない場合であっても、増加する計画等に係る事務負担の適正化、計画体系の整序及び効率的・効果的な行政の推進の観点から、
①政策的な意義が低下した関連する計画等の廃止や、関連する既存の計画等との統合

②既存の計画等における内容の追加（内容に係る規定の例示の追加、目的程度の内容の大枠の追加）による対応

を検討すべきである。この際、計画等に係る体系を明らかにすることは、この検討に資するものである。

次に、

③新規の計画等の名称を規定することがやむを得ない場合は、条文により、関連

する計画等との一体的な策定¹²、上位計画への統合が可能である旨の規定化を検討すべきである。

関連して、「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」（令和 4 年 12 月 22 日経済財政諮問会議）においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に基づいて、以下のとおり K P I が設定されている。

【新経済・財政再生計画改革工程表 2022（令和 4 年 12 月 22 日経済財政諮問会議）】

K P I 第 1 階層

○法律により新たに地方公共団体に策定を求められる計画の数

【新設された計画数－(廃止した計画数＋一体的策定等の条文化により減少可能な計画数) ≤ 0】

【ナビゲーション・ガイド】

計画等の形式によらざるを得ない場合であっても、原則として、地方公共団体間で共同策定できることとすべきである。

【第 2 次とりまとめ】

第 3 令和 4 年地方からの提案募集における計画策定等の見直しの考え方

(2) (1) 以外で、その内容及び手続について見直しを求める必要があるもの

(カ) 他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

【第 1 次とりまとめ】

③ 他の地方公共団体と共同での策定も可能であることを原則とすべきではないか。

【経済財政運営と改革の基本方針 2022】

真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。

【経済財政運営と改革の基本方針 2021】

市町村が策定する計画は特段の支障がない限り原則として共同策定を可能とする。このため、内閣府及び総務省は各府省庁に対し制度・運用の見直し等必要な措置の検討を求める。

¹² 既存の規定例としては、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成 6 年法律第 8 号）、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）等

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に基づいて、地方公共団体間における共同策定を推進していくべきである。共同策定ができることが原則であり、単独策定が望ましい計画等を例外とすべきである。

令和4年の提案募集では、計画等の策定主体が法律上「地方公共団体」とされており、都道府県と市町村の有する権限に大きな差異がない事務事業に係る計画等について、都道府県が計画等を策定していれば、市町村がその計画等をもとに、施策・事務事業を展開していくことも、法律の趣旨に沿った対応であるとの方針が決定されている。こうした対応も可能であるようにすべきであり、地方公共団体の判断によって対応を決定できるようにすべきである。

なお、共同策定については、調整コストも発生するものであり、そもそも計画策定等については地方公共団体の判断に委ねるべきことは言うまでもない。

【ナビゲーション・ガイド】

計画等については、地方公共団体において計画体系の最適化を行うことができることを原則とするため、以下の対応をすべきである。

- ① 一体的な策定、上位計画への統合が可能であるものを明確化すること。
- ② 地方公共団体の総合計画等（長期・中期・短期計画、行政評価）に、計画等の全部又は一部の内容を記載できるものを明確化すること。
- ③ ①及び②に馴染まない計画等の全部又は一部の内容について、個別の計画等として策定することが望ましいものを明確化すること。

その上で、上記①～③について明確化されていないものについては、地方公共団体の判断によって、計画体系を最適化することができることとすべきである。

【第2次とりまとめ】

第3 令和4年地方からの提案募集における計画策定等の見直しの考え方

- (2) (1) 以外で、その内容及び手続について見直しを求める必要があるもの
- (オ) 地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合（分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。）して策定できることを明確化すべきもの

【経済財政運営と改革の基本方針 2022】

真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。

地方公共団体は総合行政の主体であるが、計画等の急増により、政策推進の総合性・一貫性に支障が生じている。

総じて、提案募集においては、計画等の一体的な策定、上位計画への統合を可能とすべきとの提案についての各府省の異論は見られなかったところであり、これまでの提案に対応して、その旨を明確化する通知が発出されてきたところである。

各府省においては、新規・既存にかかわらず、計画等については、地方公共団体において、適切な単位での計画等の一体的な策定、上位計画への統合、総合計画等に計画等の全部又は一部の内容を記載するといった計画体系を最適化することができることとすべきである。

なお、ナビゲーション・ガイド③のとおり、個別計画として策定することが望ましいものについては、なぜ個別計画としなければならないのか、その理由についても示し、地方公共団体の理解を得るべきである。

地方公共団体においては、各府省から示された①から③に基づき、対応を検討することとなるが、個別の計画等について①から③のいずれも示されていないものについては、地方公共団体の判断によって各団体での計画体系を最適化することができることとなる。

また、計画等について、その一部の内容を総合計画等に記載する場合には、総合計画等に記載しない他の部分については、以下のような手法とすることが考えられる。

- ・総合計画の体系である基本構想、基本計画、実施計画間での記載分け
- ・総合計画と個別計画での記載分け
- ・総合計画と行政評価での記載分け
- ・総合計画と地方公共団体が適切と考える形式（基準、行政規則、予算編成方針等）での記載分け

2 計画策定等に係る事務負担について

【ナビゲーション・ガイド】

国・地方を通じて負担の適正化を図るため、以下の対応をすべきである。

- ① 地方公共団体の権能、規模に照らして、適正な負担とすること（特に小規模団体に配慮すること。）。
- ② 地方公共団体の意向を取り入れ、国による技術的な支援策の拡充等により、政策目的の達成を目指すこと。
- ③ 地方公共団体の意向を取り入れることで、国の負担（マニュアル、ツールの作成等）も適正なものとする。
- ④ 計画等の内容や手続は各地方公共団体の判断に委ねること。
計画期間の設定についても、各地方公共団体の判断に委ねること。
例外的に計画期間を国が設定することがやむを得ない場合においても、
 - i 定期的に計画等の見直しをする旨の規定とすることを優先的に検討すること。
 - ii 関連する計画等と期間を合わせることを検討すること。ただし、諸計画等の見直し時期が重なることで、周期的に多大な負担が生じないように留意すること。
 - iii 見直しのための十分な期間を確保するため、短期の計画期間（1～3年程度）は避けること。
 - iv 短期の計画期間を設定せざるを得ない場合は、短期間で内容を見直すことが望ましい事項と中長期間で内容を見直すことが考えられる事項を区分して明確化すること。
- ⑤ 冊子による製本を求めず、電子ファイルによって計画等の策定ができることとすること。国への報告等を求めざるを得ないものについては、電子ファイルでの送付又はデータ共有によることができることとすること。

【第2次とりまとめ】

今後のデジタル化の進展により、報告・情報提供や市民等との情報共有のあり方にも変化を及ぼすことも念頭に入れて検討すべきであり、全市町村、都道府県、国共通のプラットフォームを用いることで情報連携を可能とし、事務を簡素化するなど、計画等にこだわらない取組について検討を行っていくべきである。

【第2次とりまとめ】

第3 令和4年地方からの提案募集における計画策定等の見直しの考え方

また、その際、デジタル技術の活用により、地方公共団体の事務負担の軽減を図り、計画策定等においても地方の自主性・自立性が確保されるよう留意すべきである。

(2) (1) 以外で、その内容及び手続について見直しを求める必要があるもの

(ア) 義務的な（実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。）記載事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの

(イ) 策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの

(ウ) 義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの

(エ) 義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの（計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。）

第4 計画策定等における基本的な考え方

- ・ 計画等に関する義務的な国等への協議や報告、公表等の手続について、真に必要なものに限定することとし、原則不要とすること。
- ・ 計画等に関する記載内容やその策定方法、策定に当たっての意見聴取手続等の義務付け・枠付け（実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。）については、私人の権利保護や公平性確保の観点等、真に必要なものに限定すること。
- ・ 計画等の策定に要する地方公共団体の事務負担が、その権限や規模に照らして、適切な水準となるよう十分配慮すること。
- ・ デジタル技術の活用による情報連携等を通じ、計画策定等に関する地方公共団体の事務負担の軽減を図るとともに、地方公共団体が計画以外の適切な手法を選択することを可能とする等、デジタル化を通じた地方公共団体の政策立案の効率化を検討すること。

【第1次とりまとめ】

- ⑤ 計画に定めるべき事項及び策定手続（変更手続を含む。）については、地方の自主性に委ねることを原則とすべきではないか。

【経済財政運営と改革の基本方針 2022】

真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。

各府省においては、国及び地方公共団体における負担の適正化を図るための対応を検討すべきである。

- ① 既述のとおり、地方公共団体が処理する事務に係る意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、地方公共団体に委ねることを原則とすべきである。

計画等の形式によらざるを得ない場合でも、計画の内容（記載事項等）、策定手続、計画期間については、地方公共団体の判断に委ねるべきである。また、小規模団体はじめ地方公共団体が、限られた経営資源（行財政規模、職員体制）の下で、施策・事務事業の実施に注力できるよう計画策定等に係る負担は適正な程度にとどめる必要がある。

提案募集においては、国のマニュアル等が大部であったり、マニュアル・ツール等が専門的・技術的で活用できず、民間調査機関への委託へ頼らざるを得ないとの主張があったところである。地方公共団体の権能、規模を十分踏まえるとともに、地方公共団体の意向を受け、負担を適正なものとするべきである。

- ② 一方で、地方公共団体において計画策定等の必要性は理解されていても、計画等の内容が専門的であり、策定に多額の費用や多大な労力を要するとされている計画等が存在する¹³。こうした計画等の策定にあたっては、地方公共団体の意向を取り入れ、国による技術的な支援を拡充していくべきである。

- ③ 国においても業務の見直しを積極的に推進していく必要がある。国の職員に適正な範囲を超える負担がかかる一方で、有効な対策の情報収集と横展開、地方公共団体の取組を支援するための制度の充実に注力できないことは避け

¹³ 計画策定に関する調査結果（令和3年5月全国知事会地方分権推進特別委員会地方分権改革推進WT）参照

なければならない。

国の職員において、地方における計画策定等に資するよう充実したマニュアル・ツール等を作成しようとする努力は評価できるものの、地方公共団体では計画策定等が必ずしも歓迎されておらず、さらに、職員体制が小規模な地方公共団体においては、マニュアル等を読み込むことも大きな負担であるのが実情である。活用されないマニュアル・ツール等の作成を行うことは、国の職員のモチベーション上も望ましいことではない。

- ▶ はじめはスモールスタートとして適度な分量とすること。
 - ▶ 説明会やワーキンググループでの共同作業等を通じて、地方公共団体の職員の声を丹念に拾い、必要な限度での作成作業にとどめること。
- など、国の職員の負担も抑制していくべきである。

また、第2次とりまとめでは、地方にとっての課題として、以下のように計画策定等における外部委託について述べているが、こうした課題認識は国においてもあてはまるだろうと考えられる。

【第2次とりまとめ】

計画策定等をめぐっては、次のような課題もある。

- ・ 地方公共団体の事務負担がひっ迫していることから、計画等の策定そのものや策定に係る会議運営等の事務をコンサルタント会社へ外部委託しているケースもあり、そのための委託費が過大な財政負担になっている。
- ・ 計画等の策定を外部委託した結果、検討過程のノウハウの蓄積が当該地方公共団体内に残らず、結果として「計画等が完成しただけ」にとどまり、KPI の設定や PDCA サイクルによる進捗管理や政策評価が十分実施されない。
- ・ 計画等の策定にあたって、調査等の手続及びその方法について国が指針やマニュアル等により実質的に義務付けている場合において、地方公共団体が各団体の特性を踏まえた手法で策定する場合と比較して、職員の事務の負担のみならず、住民や事業者へのアンケートの実施等外部委託に係る財政的な負担が生じている。

- ④ 計画等の内容及び策定手続については、地方分権改革推進委員会第3次勧告において、次のように分類と具体的に講ずべき措置が示されている。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において示された「計画等

の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。」という原則に沿うことが必要である。

表 第3次勧告における計画策定等の分類及び具体的に講ずべき措置(計画等の策定の手続に係るもの)

整理記号及び分類	記号	具体的な規定の内容	具体的に講ずべき措置
cb 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け(地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為)	別表2を参照	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為(地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く)については、見直しの方針は別表2を参照	別表2を参照
		上記に該当しない場合	廃止
c3 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け(cbに該当するものを除く)	①	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合	(①の場合) 議決、同意の存置を許容 (①～④の場合) 協議・調整・意見聴取等の存置を許容
	②	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合	
	③	地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合	
	④	地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合	
		上記①～④に該当しない場合	廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c4 計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け	①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合	公示・公告・公表等の存置を許容
	②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合	

	③ 意見の申立て等、後続の手續の不可欠の前提となっている場合	
	上記①～③に該当しない場合	廃止又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c5 計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け	—	廃止又は例示化

地方公共団体においては、地域自治区の地域協議会やコミュニティ協議会、指定都市の区ごとの協議会の設置などの住民自治の発揮の観点からの取組がなされている。すでに多様で地域に根差した取組が行われていることに留意して、制度の検討を行う必要がある。

提案募集では、計画期間の定めがある計画等について多くの問題点が明らかとなった。計画期間についても、各地方公共団体の判断にできる限り委ねることが必要である。例外的に、計画期間を国が設定することがやむを得ない場合の検討事項について、提案募集での実例¹⁴を踏まえて、ナビゲーション・ガイドに記載している。

i について、まず、定期的に計画等の見直しをする旨の規定を置くことで、見直しの判断を地方公共団体に委ねることが望ましく、優先的に検討すべきである。

ii について、提案募集では、関連する複数の計画等の計画期間の調整がとれていないものについて、その計画期間を合わせるべきとの提案が相次いだ。その結果、計画期間を合わせる対応が行われてきたが、他方で、地方公共団体との意見交換で明らかとなったように、そうした計画等の改定期間が重なることで、多くの審議会等、パブリック・コメント手續の開催・実施が重なり、定期

¹⁴ ii は R3 通番 25 「地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることの明確化等」、iv は R4 通番 31・32 「都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し」

的に多大な負担が生じていることも明らかになった。少なくとも府省単位においては、配慮が必要であり、大臣官房等総合調整機能を有する部局の審査が期待される。

iiiについては、適切な実施状況の把握及び計画の見直しへの反映のためには、短期の計画期間は適切ではない。さらに、提案募集を踏まえれば、計画等において、

- ✓ 主に行政の作業手順・対応手順について記載するもので、短期で内容を見直すことが望ましい事項と中長期で内容を見直すことが考えられる事項が混在するもの
- ✓ テキストベースの記載事項（政策の意義・方向性、施策・事務事業等）及び数値ベースの記載事項（表）で構成されるもの

などが存在する。後者の数値ベースの記載事項（表）が、行政サービス供給量、住民負担等の判断根拠となる場合は、見直しサイクルが短期間になる傾向がある。ivとして、こうした場合、1つの計画の中で、短期間で内容を見直すことが望ましい事項と中長期で内容を見直すことが考えられる事項を区分して明確化を図るべきである。

- ⑤ 行政手続においては書面主義の見直しが進んできたところである。国が地方公共団体に報告等を求める計画等についても、電子ファイルによる提出を認めることを原則とすべきである（クラウド共有等により更なる効率化が期待できる。）。

また、冊子による製本を求めず、既存の計画等への新規の計画等の内容を容易に連結・追加できるよう電子ファイルによる策定ができることを原則とすべきである。なお、地方公共団体における住民向け周知は、広報誌、HP、行政連絡員を通じた配布など、地方公共団体の判断に委ねるべきである。

Ⅲ 計画行政の推進にあたっての重要事項

【ナビゲーション・ガイド】

（1）通知・要綱・要領等を根拠とする計画等については、以下の対応をすべきである。

- ① 通知・要綱・要領等の趣旨が技術的な助言等であるものは、その旨明示すること。
- ② 非策定・未策定の団体名を公表することで、実質的な義務付けであると受け止められる

ことのないようにすること。

- ③ 通知・要綱・要領等を根拠とする計画等の内容は詳細にわたるおそれがあるため、地方公共団体の意向を踏まえつつ、計画等の記載事項を簡略化すること。

【第2次とりまとめ】

第4 計画策定等における基本的な考え方

- ・ 自治事務に関する計画等に関し、地方公共団体に示されている通知や策定マニュアル等については、技術的助言であることを通知上、明確化すること。

- ① 通知・要綱・要領等を根拠とした計画策定等の求めは、後述する補助金等の交付に係るものなどを除き、地方公共団体に対しては地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言等にとどまるものである。また、技術的な助言等については、同法第247条第3項により、地方公共団体が国の助言等に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないこととされている。

しかしながら、地方公共団体においては、日ごろから、法律の施行通知、技術的な助言、マニュアル等が大量に国から送付されてきている状況にある。地方公共団体において、技術的な助言等の趣旨であるものも、義務付けと同様に受け止めることも無理からぬことである。技術的な助言等の趣旨であるものは、その旨を通知・要綱・要領等において明確化すべきである。

- ② 通知・要綱・要領等を根拠とする計画等についても、実質的な義務付けであると受け止められることのないように記載している。
- ③ 法律を根拠とする計画等に加え、通知・要綱・要領等を根拠とするものについても、計画等の記載事項を簡略化すべきである。通知・要綱・要領等という分量に制限がかからない体裁であるゆえに、必要以上の記載事項を求めるものがある。地方公共団体の意向を踏まえつつ、記載事項を簡略化することが必要である。

【ナビゲーション・ガイド】

- (2) 通知・要綱・要領等を根拠とする計画等のうち、国による特別な措置の判断をするために提出を求めているものの記載事項については、通知・要綱・要領等に掲げた条件への

適合性の判断や一定の枠がある場合に複数の申請から採否の判断に資する事項など必要な限度にとどめるべきである。

- 通知・要綱・要領等を根拠とするものには、技術的な助言等のほか
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第5条の「必要な事項を記載した申請書」、「各省各庁の長が定める書類」
 - ・個別法に規定する許認可等(地方自治法又は行政手続法の手続規制が適用)における申請において「必要な書類」

に該当するものがあると考えられる。

こうしたものとして計画等の策定を求める場合には、国・地方を通じた負担の効率化の点から、

- 通知・要綱・要領等に掲げた条件(交付決定の条件・許認可等の基準)への適合性の判断
- 全体に一定の枠がある中での複数の申請(競願の場合)からの採択するための判断に資する事項など必要な限度にとどめるべきである。

【ナビゲーション・ガイド】

- (3) 既存の計画等についても、各府省においては、計画期間の終了時及び計画期間のないものについては定期的に、本ナビゲーション・ガイドに記載する上記Ⅰ、Ⅱに基づいて、計画等のあり方について見直しを行っていくべきである。
- (4) 内閣府においては、各府省における既存の計画等の見直しの状況について把握し、とりまとめて、公表していくべきである。

計画策定等に限らず、制度を時代に合ったものとし、政策の新陳代謝を促すためには、サンセット条項又は見直し条項を置くことが望ましい。

そうした条項がない場合についても、計画期間の終了時(国の基本方針等や地方の計画等の見直し時期)に合わせて、ナビゲーション・ガイドに基づいて、政策の進捗を踏まえた規律の緩和(廃止、「義務規定」から「できる規定」化、記載事項の削減等)など計画等のあり方について見直しを行うべきである。同様に、計画期間のないものについては定期的に、ナビゲーション・ガイドに基づいて、計画等のあり方について見直しを行うべきである。

おわりに

計画行政が主な行政スタイルの一つとなっている現在、計画行政を効率的・効果的なものとしていくことは、我が国行政の質の向上を図るための鍵となるものである。

ナビゲーション・ガイドは、地方からの提案募集における実例等を踏まえ策定したものであり、各府省で活用され、制度の検討等に取り組んでいただくとともに、地方公共団体において計画体系の最適化を図っていくことで、国・地方を通じて、効率的・効果的な計画行政への転換を図っていくことができるものと考えている。今後の対応と優良事例の蓄積を切に希望するものである。

最後に、検討が期待される項目として、3項目を挙げることとする。

(1) 一般通則的ルール確立

第1次とりまとめでは、「地方の自主性及び自立性を確保する観点から、以下の視点に十分留意しながら、計画等の策定及びその手続に係る一般通則的ルールを明確化した上で、一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけについて、真に必要なものに限るとともに、新たなものについてもできる限り抑制するべきと考える。」としたところである。

ナビゲーション・ガイドによって計画策定に係る一定の一般通則的ルールが定められたところであるが、今後のナビゲーション・ガイドに沿った計画策定等の見直しの取組状況や優良事例の蓄積を踏まえ、一般通則的ルールを確立していくことが課題であると考ええる。

(2) K P I の充実

「新経済・財政再生計画改革工程表 2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議）において計画策定等については、

➤ K P I 第2階層では、

○法律により地方公共団体に策定を求められる計画の数【総量】

➤ K P I 第1階層では、

○法律により新たに地方公共団体に策定を求められる計画の数【新設された計画数-
(廃止した計画数+一体的策定等の条文化により減少可能な計画数) ≤ 0】

とされている。

このK P Iは計画等の数に着目したものである。効率的・効果的な計画行政や計画策定等に係る負担の軽減の観点からは、進んで、行政の質や効率性（事務事業の効果と負担の関係）に関する状況を把握していくことも望ましい。こうした計画等の見直しに係る状況を把握するための方法についても検討課題である。

（3）議員立法について

各府省のナビゲーション・ガイドを考慮した取組が進んでいくことで、議員連盟等において法案が検討される場合に、立法府事務局においても、配慮されることが期待される。

また、立法府事務局に対して、ナビゲーション・ガイドの取組の説明を行っていくべきである。

以上の項目も踏まえて、政府において計画策定等を含めて更なる地方分権改革の推進を図っていくことを期待し、報告を結ぶこととしたい。

計画策定等に関するワーキンググループ 構成員

(五十音順)

足立 泰美 甲南大学経済学部教授

磯部 哲 慶應義塾大学法科大学院教授

大橋 真由美 上智大学法学部教授

金崎 健太郎 武庫川女子大学経営学部教授

○勢一 智子 西南学院大学法学部教授

原田 大樹 京都大学大学院法学研究科教授

(○ : 座長)

計画策定等に関するワーキンググループ 開催実績

第1回 令和3年11月26日

- ・令和3年の重点募集テーマ「計画策定等」の検討状況等について
- ・計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について

第2回 令和3年12月23日

- ・計画策定等における地方の自主性・自立性の確保に係る見直しの視点について

第3回 令和4年1月21日

- ・計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)について

第4回 令和4年2月10日

- ・計画策定等における地方分権改革の推進に向けて(案)とりまとめ

第5回 令和4年7月25日

- ・各府省の計画策定等における見直しの検討状況について
- ・令和4年地方からの提案募集における「計画策定等」に係る提案について

第6回 令和4年12月16日

- ・計画策定等に関するこれまでの検討状況について
- ・ナビゲーション・ガイド作成に向けた今後の検討について

第7回 令和5年1月13日

- ・地方公共団体との意見交換
- ・ナビゲーション・ガイドについて

第8回 令和5年2月6日

- ・ナビゲーション・ガイド等について

第9回 令和5年2月13日

- ・ナビゲーション・ガイド等について

(参考1)

地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）における計画策定等の分類及び具体的に講ずべき措置のうち計画等の策定の手続に係るもの

別表1 第3次勧告における計画策定等の分類及び具体的に講ずべき措置（計画等の策定の手続に係るもの）

整理記号及び分類	記号	具体的な規定の内容	具体的に講ずべき措置
cb 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）	別表2を参照	議決、協議・調整・意見聴取等・同意、認定の手続を義務付けているもののうち、地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為（地方自治体が私人と同一に取り扱われているものを除く）については、見直しの方針は別表2を参照	別表2を参照
	上記に該当しない場合		廃止
c3 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（cbに該当するものを除く）	①	当該計画によって一定の事務の処理又は費用の負担を求められることとなる者を相手方又はその構成員とする場合	(①の場合) 議決、同意の存置を許容 (①～④の場合) 協議・調整・意見聴取等の存置を許容
	②	具体的に範囲が特定された利害関係者、学識経験者を明示的に相手方又はその構成員とする場合	
	③	地方自治体の区域を越える利害調整を行う必要があるときに、関係地方自治体を相手方又はその構成員とする場合	
	④	地方自治体が処理する事務について、他の者が同一の個別具体的な目的から関連する事務を実施し、その整合性を確保する必要があると認められるときに、当該者を相手方又はその構成員とする場合	
	上記①～④に該当しない場合		廃止又は協議・調整・意見聴取等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c4 計画等の策定の手続のうち公示・公告・公表等の義務付け	①	不特定多数の者の権利を制限し、又は義務を課する場合に、その効力発生要件又は内容を周知する手段として行われる場合	公示・公告・公表等の存置を許容
	②	権利を有している者又は具体的に範囲が特定された利害関係者に主張の機会を付与するために行われる場合	
	③	意見の申立て等、後続の手続の不可欠の	

	前提となっている場合	
	上記①～③に該当しない場合	廃止又は公示・公告・公表等に関する努力・配慮義務に係る規定化
c5 計画等の策定の手続（私人等からの意見聴取等、公示・公告・公表等）の個別具体的な方法の義務付け	—	廃止又は例示化

別表2 計画等の策定の手続のうち一定の相手方の意見聴取等の義務付け（地方自治体が国又は都道府県を相手方として行う行為）（別表1 cb）についての分類及び具体的に講ずべき措置

分類	記号	具体的な規定の内容	講ずべき措置
協議、同意、許可・認可・承認	1a	法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合	同意を要する協議を許容
	1b	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合	
	1①	法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの	
	1②	国（都道府県）に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国（都道府県）の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの	
	1③	地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの	
	2①	国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市	同意を要しない協議を許容

		町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村（都道府県）の間の事務配分の特例を都道府県（国）が許容する場合であって、都道府県（国）が特にその処理の適正を確保する必要があるもの	
	2②	地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合	
	2③	事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国（都道府県）が特にその処理の適正を確保する必要があるもの	
	2④	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの	
	2⑤	同一の事案について国（都道府県）が異なる個別具体的な行政目的から重疊的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国（都道府県）が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの	
	2⑥	私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの	
	3d	刑法等で一般には禁止されているながら特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合	許可・認可・承認を許容
	3e	公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合	
	3f	補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合	
	3g	法人の設立に関する事務を処理する場合	
	3h	国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合	
	3①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であ	

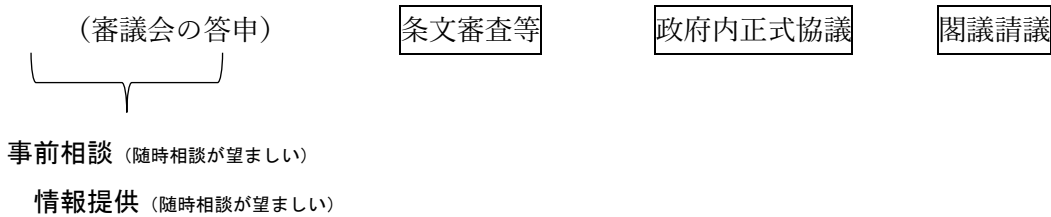
		って、地方自治体の事務として定着していないもの	
	4①	同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国（都道府県）との調整が不可欠である場合	意見聴取を許容
	5①	私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国（都道府県）が特に把握しておく必要が認められるもの	事前報告・届出・通知を許容
	6①	法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合	事後報告・届出・通知を許容
	6②	法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合	
		上記のいずれにも該当しない場合	廃止

(参考2)

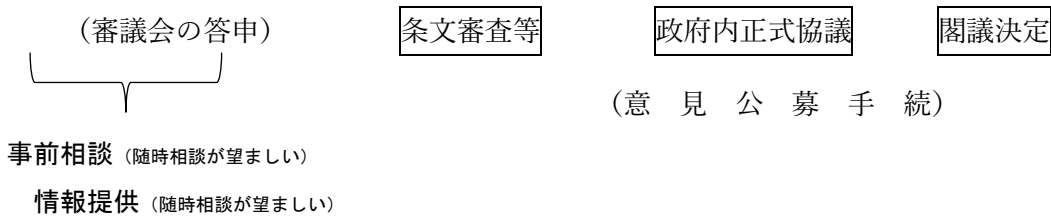
事前相談・情報提供のスケジュール（イメージ）

具体のスケジュールはケースにより異なるが、条文案・決定案の変更可能なできる限り早期から内閣府への事前相談・地方六団体への情報提供を行うことが望ましい。

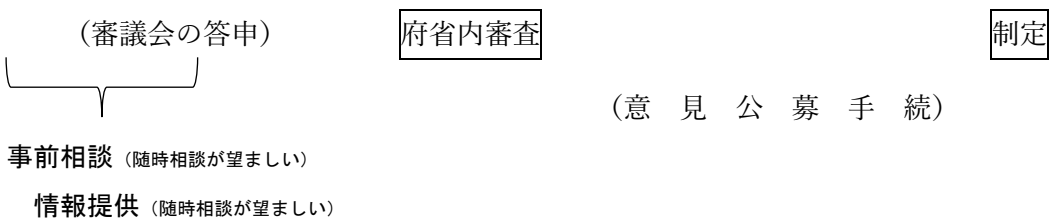
<法律案>



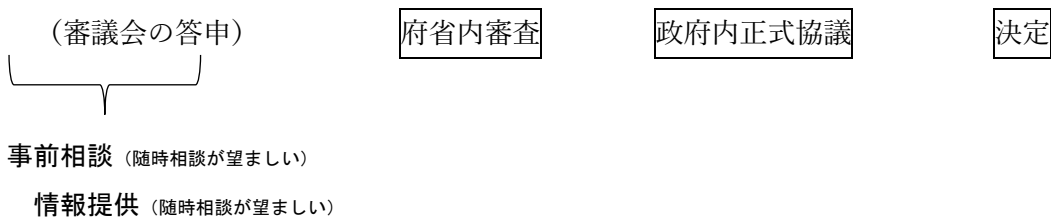
<政令案>



<省令・告示により、地方公共団体の事務負担が増減する場合>



<閣議決定により、地方公共団体の事務負担が増減する場合>



(参考3)

市町村の多様性

○人口

町村 170人～52,935人

市区 2,916人～3,755,793人

出典：住民基本台帳に基づく人口（令和4年1月1日現在）

○面積 3.47km² ～ 2,177.61km²

出典：令和4年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）

○職員数（普通会計）

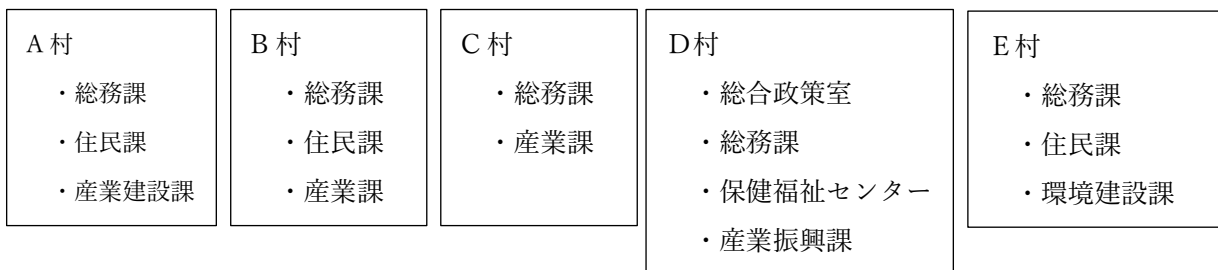
出典：令和4年地方公共団体定員管理調査結果（令和4年4月1日現在）

町村 14人～389人

市区 106人～38,394人

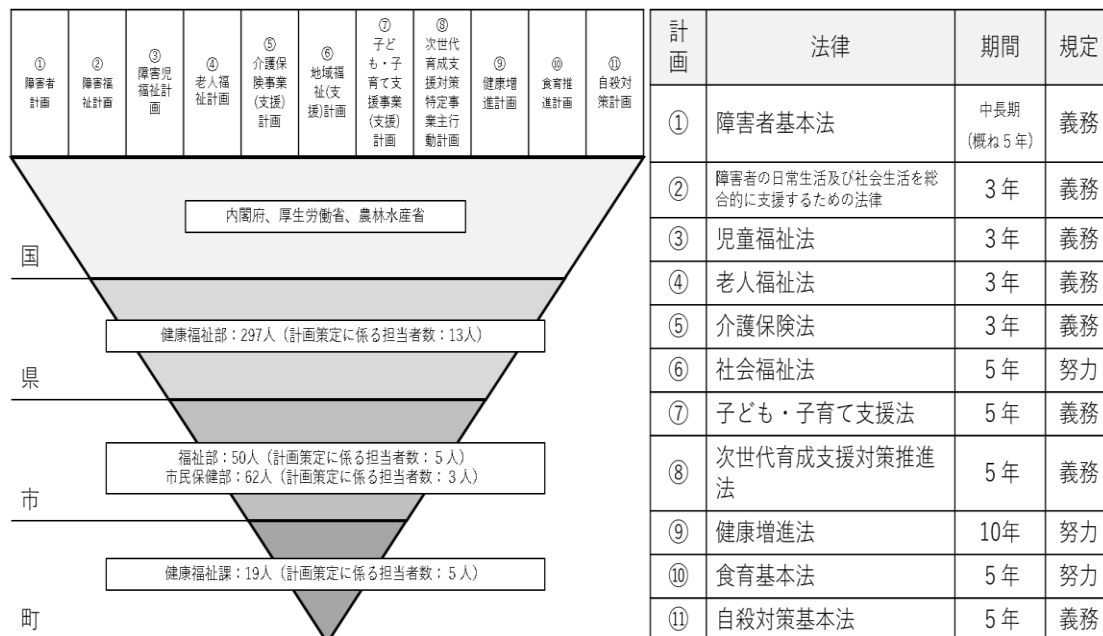
○職員数が小規模な5団体の首長部局の組織

出所：各村HPから



○地方の負担

逆三角形の構造（平均的な規模な県・市・町におけるイメージ）



職員数が小規模な町村

東京都御蔵島村	14
長野県平谷村	15
長野県売木村	16
東京都青ヶ島村	20
新潟県粟島浦村	20
山梨県小菅村	20
和歌山県北山村	20
高知県大川村	21
沖縄県渡名喜村	21
山梨県丹波山村	24
東京都利島村	26
沖縄県座間味村	26
奈良県野迫川村	27
富山県舟橋村	28
長野県根羽村	28
島根県知夫村	29
山梨県道志村	30
長野県泰阜村	31
岡山県新庄村	31
沖縄県粟国村	31

職員数が大規模な一般市・区

東京都世田谷区	5,331
東京都練馬区	4,231
東京都大田区	4,098
千葉県船橋市	3,893
鹿児島県鹿児島市	3,853
兵庫県姫路市	3,686
東京都江戸川区	3,542
東京都板橋区	3,514
埼玉県川口市	3,508
東京都杉並区	3,407
東京都足立区	3,367
兵庫県西宮市	3,287
愛知県豊田市	3,158
香川県高松市	3,068
大分県大分市	3,045
富山県富山市	2,996
岡山県倉敷市	2,986
愛媛県松山市	2,977
栃木県宇都宮市	2,973
千葉県市川市	2,967

職員数が小規模な市区

(単位 人)

北海道歌志内市	106
北海道赤平市	129
北海道夕張市	135
石川県羽咋市	145
岐阜県美濃市	155
三重県尾鷲市	161
北海道留萌市	175
鹿児島県西之表市	175
北海道三笠市	176
富山県滑川市	178
京都府宮津市	178
新潟県加茂市	187
北海道芦別市	188
佐賀県多久市	188
大分県津久見市	189
石川県珠洲市	190
北海道砂川市	193
鹿児島県阿久根市	193
茨城県潮来市	197
福岡県豊前市	197

職員数が大規模な指定都市

横浜市	38,394
大阪市	33,276
名古屋市	28,461
札幌市	19,435
神戸市	18,898
京都市	17,339
川崎市	16,124
福岡市	15,904
広島市	14,340
さいたま市	13,857
仙台市	12,174
北九州市	11,564
千葉市	10,537
堺市	9,705
新潟市	9,480
熊本市	8,988
浜松市	8,681
岡山市	8,378
静岡市	7,880
相模原市	7,744

出典：令和4年地方公共団体定員管理調査結果（4月1日現在）

(参考4)

地方公共団体の総合計画

1 改正前の地方自治法の関連規定

<都道府県> ※昭和31年改正で規定

旧地方自治法第2条第6項 都道府県は、・・・概ね次のような・・・ものを処理するものとする。

一 地方の総合開発計画の策定・・・等で広域にわたる事務に関すること。

<市町村> ※昭和44年改正で規定

旧地方自治法第2条第5項(その後4項) 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

2 昭和41年「市町村計画策定方法研究報告」

「市町村計画は、・・・

- ①基本構想—市町村又は市町村の存する地域における将来の目標及び目標達成の施策構想を基本的に取りまとめたもの
- ②基本計画—地域の将来の目標およびその目標に到達するための市町村の施策の大綱を体系づけてとりまとめたもの
- ③実施計画—基本計画で定められた市町村の施策の大綱を市町村が現実の行財政のなかにおいてどのように実施していくかを明らかにするためのもの

の3段階に区分して作成することが適当である。」

(参考5)

都道府県において複数の計画を一体的に策定している事例があるもの
(法定計画・通知等による計画)

出典：計画策定に関する調査結果（令和3年5月全国知事会
地方分権推進特別委員会 地方分権改革推進WT）

○子ども・若者分野

- ・次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画 ・子ども・若者計画
- ・子ども・子育て支援事業支援計画 ・母子家庭等及び寡婦自立促進計画
- ・母子保健計画 ・都道府県貧困対策計画

○環境分野

- ・地域気候変動適応計画 ・地方公共団体（温室効果ガス排出削減等）実行計画
- ・環境保全活動等行動計画 ・都道府県廃棄物処理計画
- ・都道府県食品ロス削減推進計画

○介護分野

- ・都道府県老人福祉計画 ・都道府県介護保険事業支援計画 ・介護給付適正化計画

○障害分野

- ・都道府県障害者計画 ・都道府県障害福祉計画 ・都道府県障害児福祉計画
- ・工賃向上計画

○医療分野

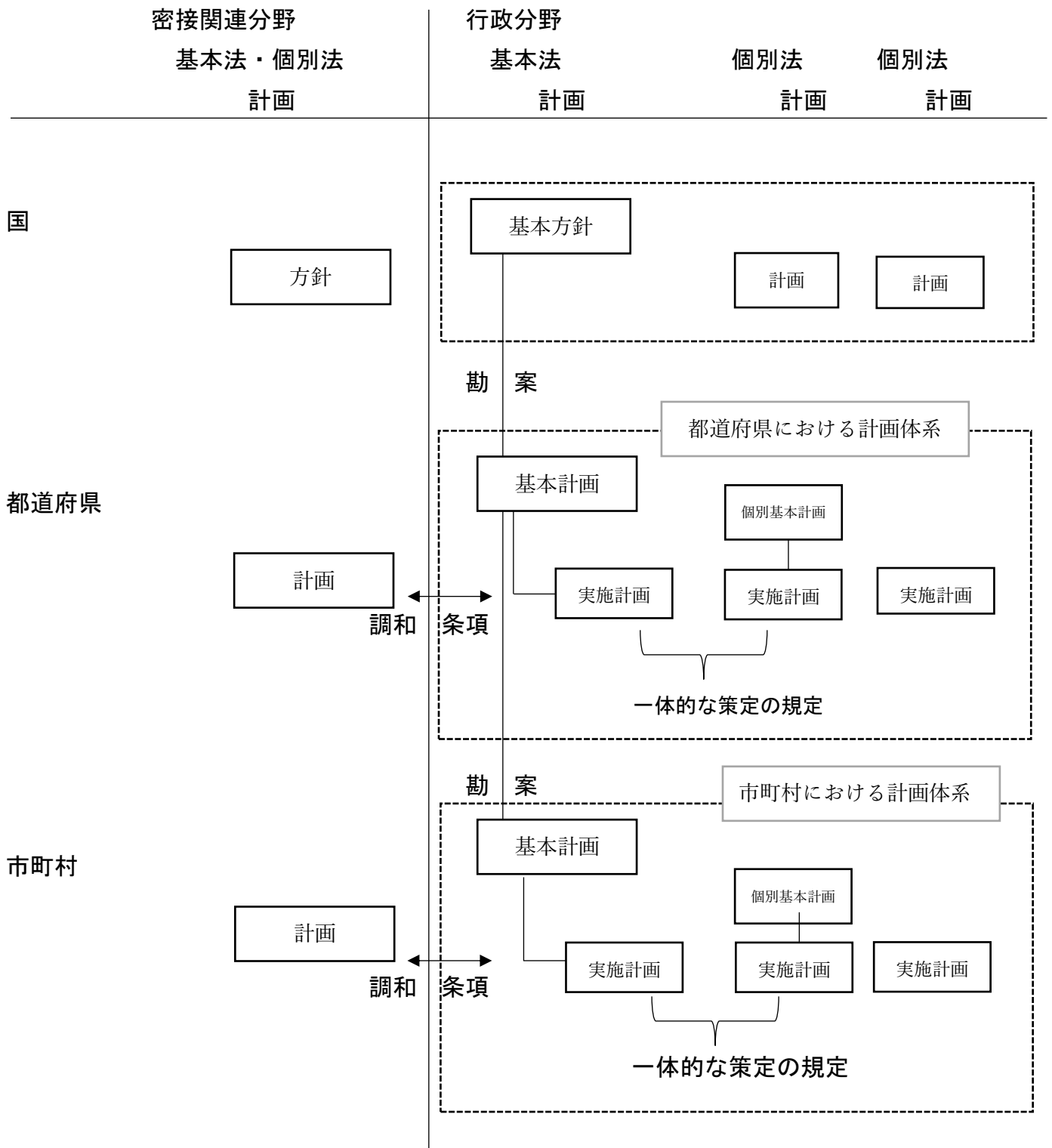
- ・都道府県医療計画 ・都道府県健康増進計画 ・都道府県感染症予防計画
- ・都道府県肝炎対策推進計画

○教育分野

- ・教育大綱 ・都道府県教育振興基本計画 ・学校安全計画

(参考6)

計画等の体系図（イメージ）





秋田県における計画行政の具体的支障例等について

令和5年1月13日
秋田県

庁内の多くの部署で計画策定に関する過大な事務負担等の支障がある。特に、令和5年度は、健康福祉部における計画策定等が17本に及び予定となっており、各計画の策定に向けた審議会の開催やパブリックコメントの実施等が膨大な回数(想定150回以上)となるため、コロナ禍で業務が逼迫する中、年間を通して事務負担が非常に大きくなる見込みであり危機感を持っている。

1 計画の乱立による事務負担

主な支障事例

趣旨や目的が重複する計画、上位計画で代替可能な計画

内容や審議会等の構成員が重複するが、それぞれ審議会やパブリックコメント等の実施が必要であり事務負担が過大

→ 統廃合
他の計画との一体化

事業申請にかかる計画と事業提案書の内容が重複するもの

事業申請に当たり、計画策定と事業提案書の作成が要件となっており、内容が重複しているものは負担が大きい

→ いずれか一方のみでの対応を可能に

計画等の記載様式が複雑であるもの

同様の内容について別様式での記載を求めるなど、様式等により事務手続が煩雑になっている

→ 簡素化
地方公共団体による独自策定を可能に

<R5健康福祉部の計画等の策定(予定)>

名称	審議会等	回数
第4期医療費適正化計画	保険者協議会	2
地域福祉支援計画	社会福祉審議会ほか1	5
第9期介護保険事業支援計画	高齢者対策協議会	4
第10期老人福祉計画		
国民健康保険運営方針	国保市町村連絡会議WG会議ほか2	9
障害者計画	障害者施策推進審議会	2
第7期障害福祉計画		
第3期障害児福祉計画	障がい者総合支援協議会ほか1	5
ギャンブル等依存症対策推進計画	ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会	4
健康秋田21計画	健康づくり審議会ほか1	5
第2期歯と口腔の健康づくりに関する基本計画	健康づくり審議会歯科保健分科会	4
第4期がん対策推進計画	健康づくり審議会がん対策分科会	4
県立病院機構中期目標・中期計画	地方独立行政法人評価委員会ほか1	8
循環器病対策推進計画	循環器病対策推進協議会ほか3	13
外来医療計画	医療審議会ほか2	15
医療保健福祉計画	医療審議会ほか15	72
医師確保対策計画	地域医療対策協議会ほか1	7

※上記は現時点での想定で今後調整予定。回数は審議会等とパブリックコメントの実施回数の計。

2 計画の内容・手続が全国一律であることによる事務負担

主な支障事例

地域の実情によらず全国一律の計画期間等が定められている

地域ごとに実情が異なる事柄について、一律の計画期間が定められるなど事務負担が過大となっている

事務負担軽減策

→ 地域の実情に応じて、地方公共団体の判断に委ねることを原則に

漁場計画(海区・内水面)の例

【概要】

- ・ 位置漁業権及び区画漁業権については5年ごと、共同漁業権については10年ごとに漁場計画を策定し、漁協等に対し漁業権を免許している。
- ・ 策定には詳細な漁場利用実態を把握しなければならない上、R2.12月施行の改正漁業法で、すべての漁場計画を5年ごとに策定することとなったため、事務量が多大となり負担が増加している。

【支障事例】

- ・ 本県の漁獲量は約6千tと少なく、水産行政職員も17名と国内最少の中、特に27の内水面漁場の共同漁業権にかかる漁場計画の策定について、全国一律5年ごとの計画期間の設定が負担となっている。

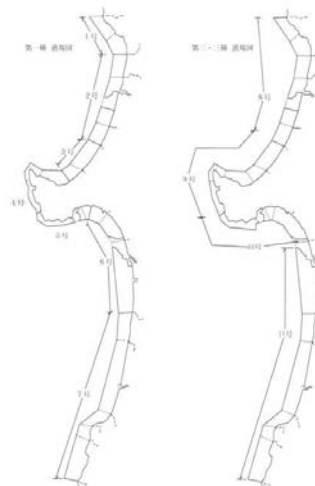
	漁獲量(千t)			順位		水産行政職員(人)		順位
	海区	内水面	計					
北海道	895	7	902	1	北海道	472	1	
茨城県	302	3	305	2	長崎県	177	2	
長崎県	228	-	228	3	千葉県	127	3	
秋田県	6	0.2	6.2	37	秋田県	17	39	

※R2漁業・養殖業生産統計

※H30地方公共団体定員管理調査(海のない8県を除く)

(参考)共同漁業権漁場図

海面



内水面



令和5年1月13日（金） 計画策定等に関するワーキンググループ 長野県 資料

長野県企画振興部総合政策課



しあわせ信州



本県の小規模自治体の状況

本県の状況

○市町村数：77（全国第2位）
 内訳：19市、23町、35村（村の数は全国第1位）
 ○行政職員数が30名以下の「村」が6団体（「村」平均職員数：約52名）

ポイント

- ・本県の村の場合、少ない部署数・職員数で業務に従事。職員1名で複数の省庁業務を担当
- ・職員は村単独事業や住民対応など村のプロパー業務だけでなく、各省庁からの照会も対応し非常に多忙
- ・各制度を深掘できる機会が少なく「広く浅く」業務に従事
- ・一つの課で所管する計画が多く、実務を担う職員（主事～係長級）の他、課長級職員が対応する事例あり

<参考>

【階級ごとの職員数及び部署数】

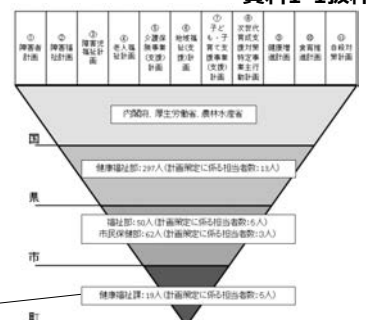
区分（人口）	A村	B村	C村
主事～係長級	9名	12名	22名
課長補佐級以上	6名	4名	4名
合計	15名	16名	26名
部署数（※）	4	4	4
総人口	約400人	約500人	約700人

【A村民課（約4名）で所管する計画等】

- ・介護保険事業計画
- ・高齢者福祉計画
- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・男女共同参画推進計画
- ・障害福祉計画
- ・保健福祉施設整備計画
- ・水道事業ビジョン
- ・下水道関連個別施設計画 等

【第48回地方分権改革有識者会議

資料1-1抜粋】



「村」の計画策定に係る担当者
 者は1名程度

※各部署の担当省庁（例）

総務課：総務省、内閣府、消防庁、内閣官房
 住民課：総務省、法務省、厚生労働省、内閣府、環境省
 産業課：国土交通省、観光庁、農林水産省、経済産業省
 教育委員会：文部科学省

小規模自治体の実態

慢性的なリソース不足により、計画策定業務に十分な時間を割くことができない

計画に係る現状	課題
○国が策定した「ひな形」「先行自治体」をほぼ踏襲している事例が存在	○「財源の確保」「未策定自治体の公表を避ける」等を理由に策定 →本来の計画策定の趣旨と自治体の策定理由が乖離
○自治体の規模に関係なく、全国一律で策定が求められている計画が存在	○200万人の大都市と500人の村が同じスキーム →対象者が少数等、計画策定の意義が感じにくい
○(2022骨太方針等)「策定済みの計画等との統合」等、国において、負担軽減の方針が示された	○国が類似計画の「統合」を認めても、通常業務と並行し作業を行うことになるため負担感がある →既存計画が減らない

改善に向けて

- 既存計画の廃止も含め、原則新たな計画策定を求めないこと
 - ・計画の策定を義務付ける場合は「真に必要なもの」に限り、策定の趣旨・目的を丁寧に説明すること
 - ・事実上形式的になっている計画は「廃止」することができる旨を国が積極的に通知すること
 - ・既存計画も含め、努力（任意）計画の策定のインセンティブ（ペナルティ）を設けないこと
- 特に小規模自治体については策定を求めない特例を創設すること

計画策定等に関するワーキンググループ 鳥取県 説明資料

令和5年1月13日

1

鳥取県からの主な提案と国の対応状況

提案年	提案内容	国の対応	備考
R3	地籍調査事業計画の変更手続きの廃止	実現	
R3	脱炭素社会実現に係る各種計画の統廃合	一部実現	法令上の計画規定の統廃合は見送られたが、他の関連する計画の一部として組み込むことが可能である旨が明確化された。
R3	農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し	一部実現	当該計画の廃止は困難とされたが、事務負担を軽減するため記載事項の見直しが行われた。
R4	過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体化	実現	
R4	地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化	実現	
R4	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	一部実現	当該計画は努力義務のため廃止困難とされたが、計画を策定しない場合でも都道府県の実情に応じた安全確保施策が実施されていれば法律に則った対応がなされているものとみなすこととされた。
R4	総合保養地域整備基本構想に係る主務大臣協議の廃止	引き続き検討	主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る見込み。
R4	地震防災緊急事業五箇年計画について他計画での代替を可能とすること	実現	

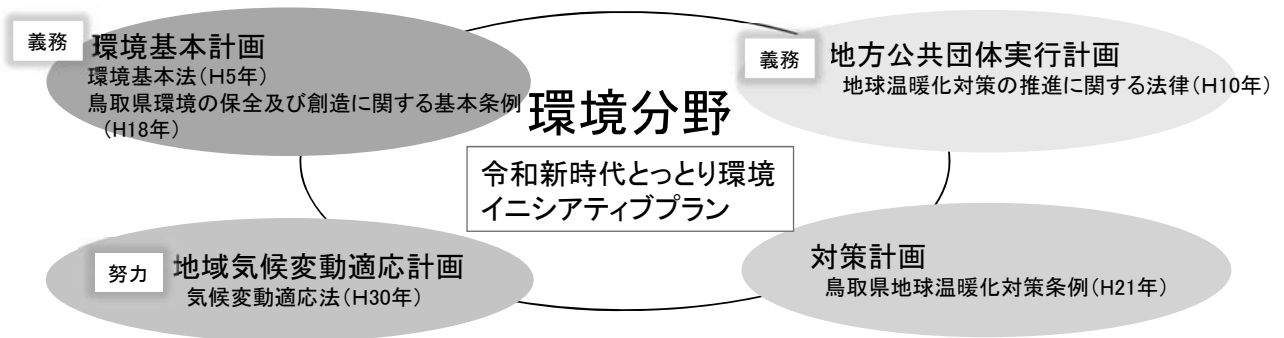
2

事例① 脱炭素社会実現に係る各種計画の統廃合

- 脱炭素社会実現分野では、複数の法令に基づき、関連する多くの計画策定事務が個別に存在。
- 鳥取県では各種計画を「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」として一体的に策定。



令和3年の提案の結果、脱炭素社会実現に係る各種計画について、他の関連する計画の一部として組み込むことが可能である旨が明確化。(本県の取組の横展開)



3

脱炭素社会実現に係る計画の一体的策定による効果

- 「温暖化効果ガスの排出抑制」や「被害の防止・軽減」といった個別の課題ごとではなく、関係する複合的な課題を総合的・一体的に議論することで、より整合性のある実効的な計画の策定が可能。
- 関係する諸課題・施策を一覧化することで県民にとっての視認性が向上し、効果的な施策の周知が可能。
- 策定手続の一本化等により、人的・財政的負担の軽減/施策や体制等の充実への更なる注力を図ることが可能。

個別策定時のイメージ

	環境基本計画	地域気候変動適応計画	地方公共団体実行計画	<p><ポイント> 計画自体は努力義務であったり、手続は地方公共団体の裁量に委ねられていても、地域内コンセンサスを取るため相当の手続コストが発生。</p>
目的・内容	地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進すること。	気候変動影響による被害の防止・軽減等を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること。	地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を図る。	
検討体制	A有識者会議	B有識者会議	C有識者会議	
策定手続	県環境審議会への諮問 →資料作成 →庁内 審議会/有識者会議 開催 →計画作成 →庁内 審議会/有識者会議 開催 →パブリックコメント→審議会答申	県環境審議会への諮問 →資料作成 →庁内 審議会/有識者会議 開催 →計画作成 →庁内 審議会/有識者会議 開催 →パブリックコメント→審議会答申	県環境審議会への諮問 →資料作成 →庁内 審議会/有識者会議 開催 →計画作成 →庁内 審議会/有識者会議 開催 →パブリックコメント →審議会答申	

本県の取組

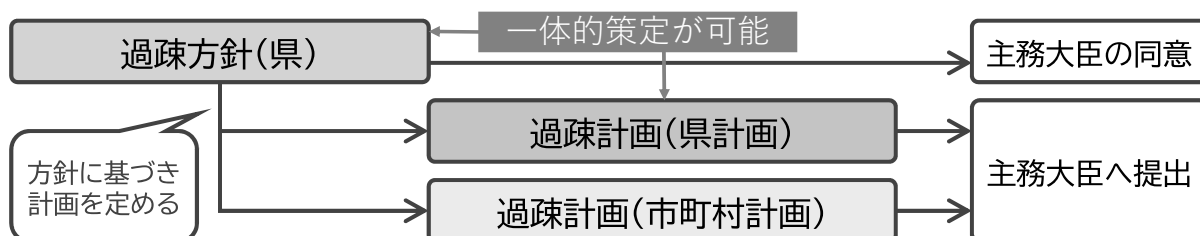
令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン

目的・内容	環境保全及び創造に関する目標、施策の方向、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める基本計画
検討体制	とっとり環境イニシアティブ県民会議(経済・教育・消費者団体や脱炭素技術・生物多様性に関する有識者等で構成)
策定手続	鳥取環境審議会への諮問 →計画原案作成 →鳥取県環境審議会(企画政策部会)開催/とっとり環境イニシアティブ県民会議 開催 →計画作成 →鳥取県環境審議会(企画政策部会)開催/とっとり環境イニシアティブ県民会議 開催 →パブリックコメント →審議会答申

事例② 過疎方針・過疎計画策定の一本化

- 過疎法上の「過疎地域持続的発展方針」(過疎方針)と「過疎地域持続的発展都道府県計画」(過疎計画)は別個の計画として規定されているものの、記載すべき内容が一部重複。
- そのため、策定及び改定時の業務負担が過重となっており、住民にとっても、類似、関連する内容をそれぞれ別に閲覧し理解する必要。

令和4年の提案の結果、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画の策定を一体のものとして策定する場合の留意事項について、令和7年度を目途に通知されることとなった。



5

見直しにより見込まれる効果及び更なる検討課題

過疎方針と過疎計画(県計画)の一体化により見込まれる効果

- 過疎方針及び過疎計画(県計画)の策定及び改定に要する事務負担の軽減
 - 関連部局等への照会回数の削減(半減見込み: 6回程度→3回程度)
 - 取りまとめに要する期間の短縮(半減見込み: トータルで6ヵ月程度→3ヵ月程度に短縮)
- 一本化に伴う視認性向上による、過疎対策に向けた県の取組に対する住民理解の促進

今後の更なる検討課題

一本化のメリットを十分に享受できる運用の確立

- 過疎方針と都道府県計画を一本化して策定する場合の留意事項については、事務軽減等のメリットを策定自治体が十分に享受できる取扱いとなるよう配慮すること。

※一本化したとしても、国への事前協議や主務大臣の同意を得る工程、主務大臣への提出等がかえって煩雑にならないよう、国(や主務大臣)に対するアクションも半減を目指していただきたい。

自治体の作業期間の確保

- 令和3年の新法施行の際、法の施行から過疎対策事業債の協議等までの約半年間に県の過疎方針策定→市町村計画策定の作業を進める必要があり、結果として市町村の計画策定作業が短期間に集中。

こうした実情を踏まえ、今後の法改正等の際には、自治体が十分な作業期間を確保できるような配慮を行う必要。

● 過疎方針、都道府県過疎計画に関する内容(第7条～第9条)

(過疎地域持続的発展方針)

第七条 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展方針(以下この章において単に「持続的発展方針」という。)を

定めることができる。

2 持続的発展方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項

二 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

イ 過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ロ 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

ハ 過疎地域における情報化に関する事項

ニ 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

ホ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

ヘ 過疎地域における子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

ト 過疎地域における医療の確保に関する事項

チ 過疎地域における教育の振興に関する事項

リ 過疎地域における集落の整備に関する事項

ヌ 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

ル 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

3～7(略)

7

(過疎地域持続的発展市町村計画)

第八条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画(以下単に「市町村計画」という。)を定めることができる。

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の持続的発展の基本的方針に関する事項

二 地域の持続的発展に関する目標

三 計画期間

四 地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの

イ 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

ロ 農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項

ハ 地域における情報化に関する事項

ニ 交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

ホ 生活環境の整備に関する事項

ヘ 子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項

ト 医療の確保に関する事項

チ 教育の振興に関する事項

リ 集落の整備に関する事項

ヌ 地域文化の振興等に関する事項

ル 地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

五 市町村計画の達成状況の評価に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、地域の持続的発展に関し市町村が必要と認める事項

3～10(略)

(過疎地域持続的発展都道府県計画)

第九条 都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展都道府県計画(以下単に「都道府県計画」という。)を定めることができる。

2 都道府県計画は、都道府県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画とし、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項

二 過疎地域の持続的発展に関する目標

三 計画期間

四 前条第二項第四号に掲げる事項に関する事項

五 都道府県計画の達成状況の評価に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、過疎地域の持続的発展に関し都道府県が必要と認める事項

3～5(略)

過疎方針で示す内容を過疎計画にもあらためて記載が必要。
(多くの記載内容が重複)

過疎方針と具体的施策を別々に記載するため、視認性が悪く
内容が理解しづらい。

8

第7回計画策定等に関するワーキンググループ 意見交換用資料

令和5年1月13日
広島県

令和3年、4年の提案募集では以下の事項の改善について提案を行った。
他の計画においても同様の事項がないか点検をお願いしたい。

1 計画の策定そのものの改革

(1) 上位計画や他の計画等に類似する事項を記載しており、新たに個別の計画を策定する意義が乏しいと考えられるもの

- ・ 都道府県障害福祉計画、都道府県障害児福祉計画
- ・ 畜畜排せつ物利用促進都道府県計画、酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画
- ・ 瀬戸内海環境保全県計画、瀬戸内海指定物質削減指導方針

(2) 地方が策定するには内容が専門的であるもの

- ・ 地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画

2

(3) 形式的となっており、都道府県が計画を策定する意義が乏しいと考えられるもの

- ・ 土地利用基本計画（個別法に基づき実質的な調整が行われている）

(4) 県計画等に規定されており、市町村別の計画等を省略できると考えられるもの

- ・ 日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針

(5) 地方公共団体の自主的判断に委ねるべきものであり、国が計画策定を義務付ける意義が乏しいと考えられるもの

- ・ 地方スポーツ推進計画

2 計画策定等に係る事務負担の改革

(1) 事務手続き

⇒計画策定、変更にあたって、協議会等の開催、大臣の承認、専門家からの意見徴収等の事務手続きが規定されている

- ・ 新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画（専門家からの意見聴取）
- ・ 下水道事業計画の協議及び下水道に関する都市計画事業の認可（電子媒体による提出）

(2) 策定期間・計画期間

⇒関連計画と周期が合わない、計画期間の設定が短い

- ・ 都道府県健康増進計画 * 愛知県提案
- ・ 都道府県介護保険事業支援計画 * 群馬県、新潟県提案

(3) 人員・予算上の過大な負担

⇒内容が専門的であり、策定に費用・労力を要する

- ・ 港湾計画
- ・ 地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画

3 計画以外の手法、事務負担軽減策

(1) 実質的な義務付けも含め義務の廃止。策定に要否について自治体判断を尊重

(2) 上位計画又は他計画と代替可能

(3) 国計画と一体的策定を可能

- ・ 目標数値の入力のみ（ブランクへの入力等）も可能とする
- ・ 国地方機関による作成

(4) 都道府県計画と一体的策定を可能

(5) 他の地方公共団体と一体的な策定を可能

(6) 記載内容の簡素化

- ・ 数値目標記載のみも可能とする

(7) 事務手続き、既定の廃止

(8) 計画期間の柔軟化・弾力化

計画等策定見直し 神戸市の取組

令和5年1月13日
神戸市企画調整局政策課

概要

課題意識：計画等の策定やPDCAに多くの労力・コストがかかっている
市民サービスの向上に充てるべき



平成29年（2017年）より、見直し方針を掲げ、計画等の策定見直しを実施

見直し方針

- ① 法的な義務付けがあるもの等、やむを得ない策定理由がある場合を除き、計画策定を原則行わない
- ② 策定せざるを得ない場合については、計画を極力簡素化・集約化する

総合計画や業務改革を所管する部署が中心となり、
庁内の計画等の把握と見直しの働きかけを実施

成果

約110の計画等を対象に働きかけ ▶ 期間満了にあわせ約2割の見直しを実施

見直し	具体例
① 廃止	各区計画（9計画）、神戸市保健医療計画、神戸市住生活基本計画 等
② 統合	神戸2020ビジョン（実施計画）と神戸創生戦略（地方版総合戦略） →神戸2025ビジョン 等
③ 簡素化	神戸市空家等対策計画（37頁→4頁）、神戸市行財政改革2025（56頁→7頁） 等

引き続き、必要性の精査や見直しを進める

具体例① 廃止（各区計画）

一律に策定していた区計画を廃止
区ごとの実情に応じ、「区方針」というかたちで方向性を示す



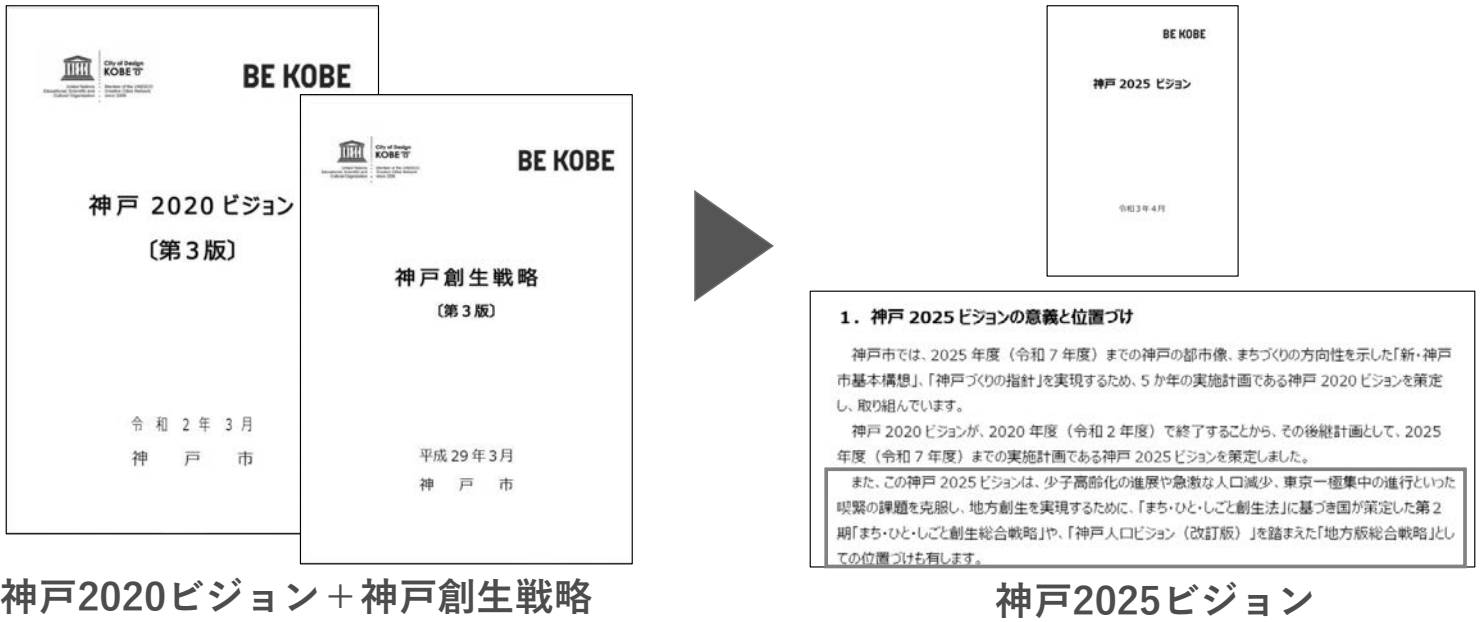
長田区計画（2016～2020）



長田区方針（2021～）

具体例② 統合（実施計画と地方版総合戦略）

人口減少対策等、「地方創生の実現」という同じ目的を有する
ビジョン（実施計画）と神戸創生戦略（地方版総合戦略）を統合

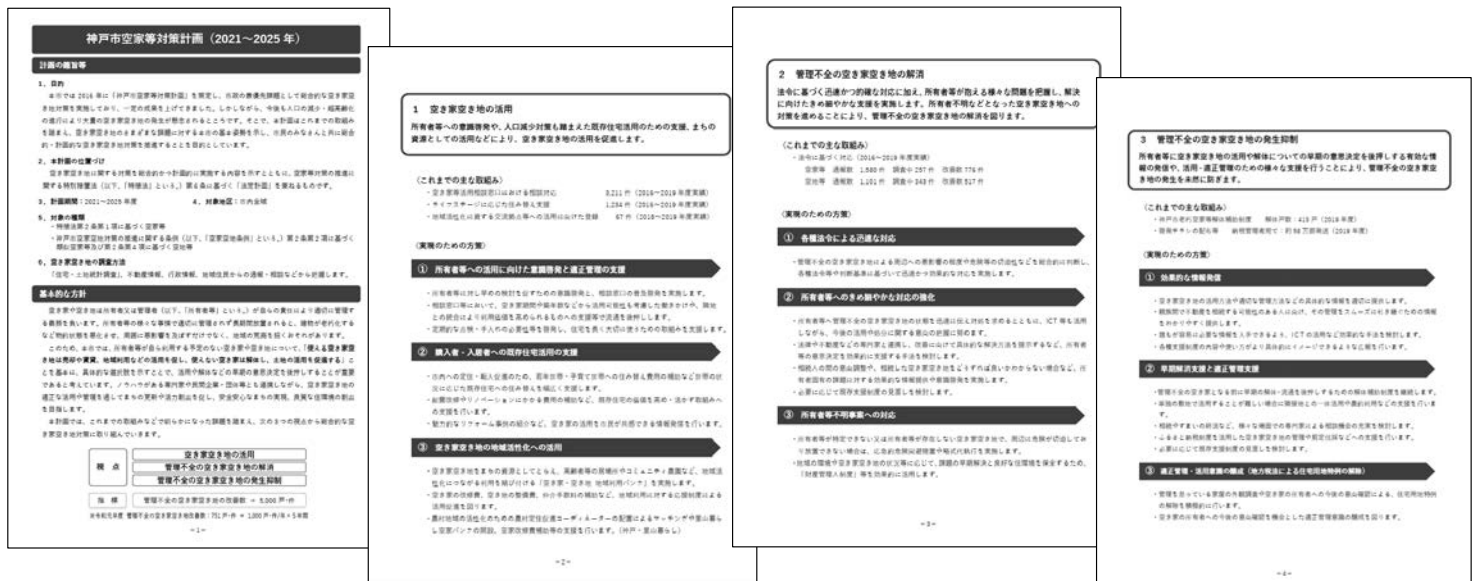


神戸2020ビジョン + 神戸創生戦略

神戸2025ビジョン

具体例③ 簡素化（神戸市空家等対策計画）

37ページあった計画を4ページに簡素化



神戸市空家等対策計画（2021~2025）

令和3年 地方分権改革に関する提案募集における計画策定等に係る提案募集の内容及び対応方針一覧

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
1	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画において定める「量の見込み」の算出方法について定める「量の見込み」の算出方法の算出方法の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいことに加え、算出結果と実態が乖離する事例が発生することもあることから、利用希望把握調査ではなくヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。</p>	<p>5【内閣府(16)(v)】【文部科学省(11)(iv)】【厚生労働省(50)(iv)】</p> <p>子ども・子育て支援法(平24法65)</p> <p>市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目的に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目的に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
2	<p>都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止</p> <p>【重点事項】</p>	<p>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献血推進計画策定義務付けの廃止</p>	<p>5【厚生労働省】</p> <p>(30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160)</p> <p>都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とするこゝ等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
	<p>都道府県障害者計画、都道府県障害者計画、都道府県障害者計画、都道府県障害者計画等福祉計画等における計画期間の見直し及び計画内容の簡素化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>都道府県障害者計画(以下「障害者計画」という。)と都道府県障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)等の統合等を促進するため、障害福祉計画を障害者基本計画と同じく5か年計画とすることを求める。</p> <p>または、障害者基本計画を6か年計画とすることを求める。</p> <p>併せて、障害者計画と障害福祉計画等計画内容の簡素化を求める。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(10)障害者基本法(昭45法84)障害者基本計画(11条1項)の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者政策委員会における議論を踏まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、都道府県障害者計画(同条2項)及び市町村障害者計画(同条3項)については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p> <p>5【厚生労働省】</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)及び障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
4	<p>都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。</p>	<p>5【厚生労働省】</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)(ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。</p> <p>これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。</p>
5	<p>市町村障害(児)福祉計画の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>関係法令等により策定が義務付けられている、市町村障害(児)福祉計画について、計画期間の延長を求める。</p>	<p>5【厚生労働省】</p> <p>(5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)(ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。</p> <p>これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
6	<p>介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画について、3年を一期として定めることとされているところを、6年を一期として定めることとし、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保、日常生活支援・介護予防・重度化防止等及び介護給付等費用適正化に関する取組、その他市町村が実施する施策等に関することは6年ごとに定め、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の見込量の算定並びに介護保険料の設定は、介護報酬改定にあわせ3年ごとに市町村介護保険事業計画の見直しを行うこと。</p>	<p>5【厚生労働省】</p> <p>(45) 介護保険法(平9法123)</p> <p>(x.iii) 介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効果的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
7	<p>地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る支援等の拡充</p> <p>【重点事項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等 • 温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示 • 国または都道府県の主導による市町村の温室効果ガスの算定 	<p>5【環境省】</p> <p>(8) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50)</p> <p>(ii) 地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援については、地球温暖化対策計画(温対法8条)における対策・施策ごとの温室効果ガスの排出削減効果など、地方公共団体の計画策定の参考となる情報を示すとともに、地方公共団体が温室効果ガス排出量を算定するに当たっては、自治体排出量カルデラを活用しても差し支えないことを明確化するなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>
8	<p>地域気候変動適応計画の策定を都道府県単位のみとする等の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 都道府県単位での計画の策定のみとする • 単独策定する場合には、技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等 	<p>5【環境省】</p> <p>(8) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50)</p> <p>(iii) 地域気候変動適応計画については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能とし、地方公共団体に令和3年度中に固知する。 • 地域気候変動適応計画策定マニュアルについては、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであること、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合には地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化し、また、複数の都道府県や市区町村による共同策定を推進するため、共同策定する際の参考となる考え方等の記載内容を充実させるとともに、計画策定の負担軽減に資するツールの提供を含め、地方公共団体の事務負担を軽減するため改正し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
9	<p>環境分野における各種計画策定の統合</p> <p>【重点事項】</p>	<p>気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統合などの見直しを行うこと。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(8) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15法130)及び気候変動適応法(平30法50)</p> <p>(i) 地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。))21条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。</p>
10	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)</p> <p>【重点事項】</p>	<p>「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止を求める。都道府県分別収集計画は各市町村が策定する分別収集計画のデータをとりまとめている部分がほとんどであるため、計画の策定ではなく、市町村分別収集計画のデータを都道府県のホームページ上で公開することに留める等、事務の簡略化を求める。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)</p> <p>(i) 都道府県分別収集促進計画(9条1項)については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。</p>
11	<p>指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。</p> <p>【重点事項】</p>	<p>指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」と統合するなど、規定を見直すこと。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)</p> <p>(i) 第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項。以下この事項において「実施計画」という。)と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 • 措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡) • (ii) 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
12	<p>第二種特定鳥獣管理計画の意見聴取手続きに関する規定の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とすること。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)</p> <p>(i) 第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。</p> <p>・管理計画を策定するに当たり自然環境保全法(昭47法85)51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この事項において「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならないこと(7条の2第3項において準用する4条4項)については、管理計画に関し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。</p> <p>【措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)】</p>
13	<p>農村地域産業等導入基本計画の抜本的な見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(13) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112)</p> <p>都道府県が定めることのできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。</p>
14	<p>市町村が行う土地改良法に基づく災害復旧工事に係る議会の議決手続の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に関し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(2) 土地改良法(昭24法195)</p> <p>(ii) 市町村(特別区を含む。)が災害又は突発事故被害のため急速に行う土地改良事業(96条の4第1項において準用する87条の5第1項)については、その応急工事計画に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。</p>
15	<p>地籍調査事業計画に関する変更手続きの廃止</p> <p>【重点事項】</p>	<p>法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に関する変更手続きについて、その必要性や国負担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止すること。</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(3) 国土調査法(昭26法180)</p> <p>(i) 都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
16	<p>流域別下水道整備総合計画の計画変更要件の緩和</p> <p>【重点事項】</p>	<p>2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすること。</p> <p>※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求め。</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば、当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど) 地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の手続きの迅速化・提出書類の簡素化 	<p>5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (ii)流域別下水道整備総合計画(2条の2第1項)に係る国土交通大臣への協議については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議(同条7項)については、届出とする。 当該計画に含まれる二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年中に通知する。 流域別下水道整備総合計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等を行うこととし、地方整備局及び都府県に令和3年度中に通知する。
17	<p>下水道事業計画の軽微な変更の範囲に関する見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるとき等は、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更に変更に該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求め。</p> <p>仮に、現在でも国土交通大臣への協議等が不要な場合は、その旨を明確化することを求める。</p>	<p>5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (iii)公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
18	<p>住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る地方公共団体の独自の基準等を都道府県住生活基本計画で規定するための見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方公共団体が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に係る国の登録基準の緩和及び住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するたためには、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めることとされている。</p> <p>地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない場合であっても、住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定することができるよう措置を求める。</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(20)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112)都道府県賃貸住宅供給促進計画(5条1項)については、住生活基本計画(住生活基本法(平18法61)17条1項)と一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するとともに、実際の策定の手続等についても、令和4年中に都道府県の事務負担の軽減に資するよう方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>
19	<p>地方版総合戦略における数値目標やKPIの設定の不要化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方版総合戦略において、数値目標やKPIの設定を求めないよう、「地方版総合戦略策定・効果検証のための手引き」の改訂を行う(4.数値目標・重要業績評価指標(KPI)の設定)、「6.総合計画等と地方版総合戦略との関係」等)</p>	<p>5【内閣官房(5)】【内閣府(17)】</p> <p>まち・ひと・しごと創生法(平26法136)都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
	<p>地方版総合戦略に求める要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分、活用するに当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略に求める要件等（KPIの設定、毎年の外部有識者の評価を含めた進捗管理等）の簡素化など、地方版総合戦略の在り方を地方自治体の実情等を踏まえて見直していただきたい。</p> <p>具体的には、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」p.9～p.12において、基本目標及び各施策ごとにKPIを設定することが求められており、KPIの数が課題になる。加えて、原則としてアウトプットではなく、アウトカムによる指標設定が求められていることから、指標の検討及び毎年の進捗管理に多くの労力を要している。</p> <p>また、同手引p.6において、「現場の声を聴き実行する」枠組と地方版総合戦略の推進組織との有機的な連携、p.19に外部有識者の参画による効果検証が求められており、戦略の推進及び進捗管理にも多くの労力を要している。</p> <p>ついでには、設定するKPI数の減や行政内部における進捗管理を可能とする制度に改正いただきたい。</p> <p>地方版総合戦略には、基本目標とそれに紐づく施策の双方にKPIを設定することを求めているが、そもそも施策自体が基本目標の達成のために取り組むものであり、基本目標または施策の一方にKPIを設定することをもって、計画的に事業を実施するという目的は達成されるものと考えている。</p>	<p>5【内閣官房(5)】【内閣府(17)】 まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
21	<p>地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(12) 地域再生法(平17法24)</p> <p>(iii) 地域再生計画や実施計画等の審査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図る。また、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から窓口を一本化する。</p> <p>(iv) 地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。</p>
22	<p>地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。</p> <p>もしくは、現行の地域再生計画や交付金実施計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(12) 地域再生法(平17法24)</p> <p>(iv) 地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。</p>
23	<p>地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方版総合戦略を策定している場合は、これを地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。</p> <p>もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数の事業がある場合は包括的な計画での認定を可能とすること。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(12) 地域再生法(平17法24)</p> <p>(iv) 地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。</p>
24	<p>地域再生計画認定手続きの見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方創生推進交付金の交付申請の前提となる地域再生計画の策定について、推進交付金実施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の緩和を図ること。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(12) 地域再生法(平17法24)</p> <p>(ii) 地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
25	<p>地方版消費者基本計画の位置付けの明確化。加えて、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方版消費者基本計画の位置付けの明確化。加えて、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。</p>	<p>5【消費者庁】</p> <p>(1) 消費者基本法(昭43 法78)及び消費者教育の推進に関する法律(平24 法61)</p> <p>(i) 地方版消費者基本計画並びに都道府県消費者教育推進計画及び市町村消費者教育推進計画(消費者教育の推進に関する法律10 条1 項及び2 項)については、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方版消費者基本計画の策定状況のホームページ等における公表については、地方公共団体を明示しないこととする。 <p>【措置済み(地方消費者行政強化作戦2020 政策目標ごとの現状(令和2年度現況調査))】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方版消費者基本計画を策定するか否かは地方公共団体の判断によること、地方版消費者基本計画は都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。 (ii) 消費者基本計画(消費者基本法9 条1 項)と消費者教育の推進に関する基本的な方針(消費者教育の推進に関する法律9 条1 項)については、両者の対象期間を一致させるため、次期消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間について、消費者教育推進会議の意見を聴いた上で検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
26	<p>市町村農業振興地域整備計画の変更に係る制度改正</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律第11 条に基づき市町村農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、同条に規定する異議申出又は審査申立(以下、「異議申出等」)があった場合には、市町村長が必要と認める異議申出等と関係がない土地に係る農用地利用計画の変更については、手続を進め変更を完了することが可能となるよう制度の改正を求める。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(11) 農業振興地域の整備に関する法律(昭44 法58)農用地利用計画の案に対する異議の申出(11 条3 項)については、当該計画の円滑な策定に資するよう、当該申出の在り方について、関連制度の検討状況や地方公共団体の意見を踏まえつつ検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
27	<p>河川法に基づき河川整備基本方針及び河川整備計画の作成に関する規制緩和</p>	<p>河川整備基本方針及び河川整備計画の策定単位を単一水系から複数の水系をまとめた圏域単位での策定を可能とする。</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(13) 河川法(昭39 法167)</p> <p>河川整備基本方針(16 条1 項)及び河川整備計画(16 条2 第1 項)の策定については、隣接する水系において、水害の発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況等が類似する場合には、「河川の整備の基本となるべき事項」(施行令10 条の2 第2 号)を水系ごとに、また「河川の整備の実施に関する事項」(施行令10 条の3 第2 号)を水系内の区間ごとに記載することを前提に、隣接する複数の水系の河川整備基本方針又は河川整備計画等を一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和3年度中に通知する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
28	農作物有害動植物防除実施要綱が技術的助言であることの明確化	植物防疫法第6章に基づいて都道府県が行う有害動植物の防除について、「要綱」というが示されているが、当該要綱はあくまでも技術的助言であることから、当該要綱で定められている都道府県防除実施方針の策定や市町村計画の策定等が義務付けられていないことを明確化することを求める。	5【農林水産省】 (4)植物防疫法(昭25 法151) 農作物有害動植物防除実施要綱(昭47 農林水産事務次官)で都道府県の行う防疫(29 条から33 条)に関する措置として策定することとされている都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和3年10月27日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課長通知)]
29	地籍調査に関する事業計画の協議に係る様式及び実施に関する計画の届出に係る様式に統一	国土調査法第6条の3第2項に基づき都道府県が定める事業計画の協議に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第29別記様式第24別紙(2)事業計画明細書」(以下、「事業計画明細書」という。)と、国土調査法第6条の4第1項に基づき実施主体が作成する実施に関する計画の届出に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第30別記様式第25別紙(1)実施に関する計画」(以下、「実施に関する計画」という。)の様式を統一することを求める。	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26 法180) (ii)市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式については、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、地方公共団体に通知する。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集における計画策定等に係る提案内容及び対応方針一覧

※対応方針の欄中、「-」になっているものは、実現できなかつたもの

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
1	<p>過疎地域持続的発展方針の廃止等【重点事項】</p>	<p>都道府県では、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下「過疎法」という。)第7条及び第9条の規定に基づき、過疎地域持続的発展方針(以下「過疎方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(以下「過疎計画」という。)を策定することができるが、過疎計画では、同法第9条第2項第1号により「過疎地域の持続的発展の基本的方針に関する事項」を定めることとされており、過疎方針の内容と重複するものとなるため、過疎方針を廃止し、過疎計画を過疎方針の内容を含むものとする見直しを求め、あわせて、一元化後は、過疎計画を策定時の大臣同意及び過疎地域持続的発展市町村計画が過疎計画に基づくことをいわずれども不要とすることを求める。</p>	<p>5【総務省】 (27) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令3法19) 過疎地域持続的発展方針(7条1項。以下この事項において「方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(9条1項。以下この事項において「計画」という。)については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。</p>
2	<p>過疎地域持続的発展市町村計画の策定等に係る議会の見直し【重点事項】</p>	<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)に基づく過疎地域持続的発展市町村計画について、同法第8条第1項で定められている市町村議会の議決手続について見直しを求めている。また当該義務付け・枠付けを見直し、市町村議会への協議の方法については、当該市町村の実情に委ねられたい。</p>	-
3	<p>過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定【重点事項】</p>	<p>都道府県方針に必要な記載を盛り込めば都道府県計画の策定を不要とすること、もしくは都道府県計画の記載事項を簡素化すること。</p>	<p>5【総務省】 (27) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令3法19) 過疎地域持続的発展方針(7条1項。以下この事項において「方針」という。)及び過疎地域持続的発展都道府県計画(9条1項。以下この事項において「計画」という。)については、令和8年度以降の次期方針及び計画の策定に向けた都道府県の事務負担を軽減するため、方針及び計画を一体のものとして策定する場合の留意事項について、都道府県に令和7年度を目途に通知する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
4	<p>地域公共交通 通利便増進 実施計画に 係る軽微な変 更に係る手 続きの簡素 化 【重点事項】</p>	<p>地域公共交通通利便増進実施計画において、軽微な変更に係る手続きの簡素化</p>	<p>5【国土交通省】 (29) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59) 地域公共交通通利便増進実施計画(27条の16第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、事例の収集等を行い、一定の変更について届出制とすることや認定を不要とすることなどの手続の簡素化に必要な方策を検討し、令和5年度中に必要な措置を講ずる。</p>
5	<p>地域公共交 通確保維持 改善事業費 補助金の申 請における運 行系統毎の 事業計画の 提出義務を 廃止すること 等 【重点事項】</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金の要件として、補助対象となる運行系統にかかると具体的内容の地域公共交通計画への位置づけから、従来の要綱に基づく補助計画作成に戻すこと</p>	<p>—</p>
6	<p>建設工事従 事者の安全 及び健康の 確保に関す る都道府県 計画の廃止 【重点事項】</p>	<p>建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画を廃止する。</p>	<p>5【厚生労働省(53)】【国土交通省(32)】 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平28法111) 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画(9条1項)については、以下のとおりとする。 ・都道府県は、当該計画を策定しよう努めるものとされていること、計画を策定しない場合であっても都道府県の判断により、当該都道府県の区域の実情に応じた建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を策定し、実施していれば法律に則った対応であるということを改めて明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。 ・当該計画に係る都道府県における建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進体制については、都道府県労働局が主催する建設工事関係者連絡会議との一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であることを明確化し、都道府県及び関係機関に令和4年度中に通知する。 ・都道府県における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、運用の改善に繋がる方策について検討し、次期基本計画(8条1項)の計画期間内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
7	<p>総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等 【重点事項】</p>	<p>総合保養地域整備基本構想について、主務大臣への協議を廃止する等、廃止手続きを簡素化する。</p>	<p>5【総務省(19)】【農林水産省(9)】【経済産業省(5)】【国土交通省(24)】 総合保養地域整備法(昭62法71) 総合保養地域整備法に基づき基本構想(5条1項)を廃止する場合は、道府県の事務負担を軽減するため、主務大臣への協議を廃止し届出とすることについて検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
8	<p>地震防災緊急事業五箇年計画を他計画で代替すること 【重点事項】</p>	<p>地震防災緊急事業五箇年計画を他計画で代替可能とする。</p>	<p>5【内閣府】 (6)地震防災対策特別措置法(平7法111) 地震防災緊急事業五箇年計画(2条1項。)については、以下の措置を講ずる。 ・国土強靱化地域計画(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平25法95)13条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。 ・内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取(2条3項)に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 ・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要が生じた場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。</p>
9	<p>地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化 【重点事項】</p>	<p>整備に係る緊急性の判断は地域の事情を把握している都道府県が行うことが望ましいため、補助率の高上げ対象事業であるか否かを問わず、国との下調整・協議及び国による同意を不要とすること。 計画に記載した全個別事業の進捗管理を簡素化すること。 (例1)事業量ベースの進捗管理は中止し、事業費ベースのみとする (例2)入札・設計変更等による増減額の記載をやめ、計画事業費と実施事業費のみの比較とする</p>	<p>5【内閣府】 (6)地震防災対策特別措置法(平7法111) 地震防災緊急事業五箇年計画(2条1項。)については、以下の措置を講ずる。 ・国土強靱化地域計画(強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平25法95)13条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。 ・内閣総理大臣への協議及び関係行政機関の長からの意見聴取(2条3項)に係る事務については、令和5年度から簡素化することとし、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。 ・計画の進捗状況調査については、令和4年度調査から、毎年度の実施に代えて、計画の進捗状況を確認する必要が生じた場合に限り、従来の調査項目を削減した上で実施するなど、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ実施する方向で見直しを行い、その旨を都道府県に令和4年度中に通知する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
10	<p>策定が義務付けられている環境関係計画及び方針の一本化等</p> <p>【重点事項】</p>	<p>法令で策定が求められている環境関係の計画等について、地方公共団体が一本化できるよう求める。</p> <p>また、今後、環境関係法令の制定・改正により、新たに計画策定を行う必要が生じた場合も、同様の取扱いとすること。</p>	<p>5【消費者庁(3)】【文部科学省(10)】【環境省(6)】</p> <p>水質汚濁防止法(昭45法138)、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平19法56)、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平26法85)及び食品ロスの削減の推進に関する法律(令元法19)測定計画(水質汚濁防止法16条1項)、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針(国等における温室効果ガス等の排出の削減に関する法律11条1項)、地域計画(地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律4条1項)及び食品ロス削減推進計画(食品ロスの削減の推進に関する法律12条及び13条)については、地方公共団体の判断により、環境基本計画などの他の環境関係法令に基づく既存の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p> <p>また、その他の既存の環境関係法令に基づく計画等についても、同様に一体のものとして策定することが可能である場合には、その旨を地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>
11	<p>地方版図柄入りナンバードラッグの普及促進計画及び普及促進活動報告の提出が義務付けられることとなったが、当該計画等の提出の義務付けの廃止</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方版図柄入りナンバードラッグの普及促進計画及び普及促進活動報告の提出が、協議会に対して寄付金の活用方針等の提出が義務付けられることとなったが、当該計画等の提出の義務付けの廃止を求める。</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(12)道路運送車両法(昭26法185)</p> <p>「地方版図柄入りナンバードラッグ導入要綱」(令4国土交通省自動車局自動車情報課)において導入地域等が作成することとされている普及促進計画及び普及促進活動報告については、導入地域等の事務負担を軽減するため、令和4年度中に同要綱を改正し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 普及促進計画の提出については、毎年度提出を求めているものを地方版図柄入りナンバードラッグの導入時及び交付期間(5年間)の更新時に限ることとする。 普及促進計画及び普及促進活動報告の様式については、簡素化することとし、記載例と併せて、導入地域等に周知する。
12	<p>公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>総合管理計画の見直し時期について、指針との整合を図る観点から、今後、全国一律に見直しの期限を設けるのではなく、地方公共団体の判断により柔軟に見直しを行うことを可能とすること</p> <p>を求める。</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(34)公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
13	<p>公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し【重点事項】</p>	<p>公共施設等総合管理計画を簡素化すること。各分野の個別施設計画で定めている記載事項との重複はなくすこと。 簡素化とは具体的には、「令和4年4月1日付公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」で示される「記載すべき事項」および「総合管理計画策定・改訂に当たった際の留意事項」において指示している内容の簡素化をお願いしたい。</p>	<p>5【総務省】 (34) 公共施設等総合管理計画 公共施設等総合管理計画の記載事項については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、公共施設等の適正な管理のために必要な事項を十分精査し、その簡素化について検討し、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、今後、地方公共団体に公共施設等総合管理計画の見直しを求める際の見直し時期については、地方公共団体の実情に十分に配慮して要請することとする。</p>
14	<p>都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長【重点事項】</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画について、計画期間を6年に延長することを求める。(ただし、必要に応じて見直しを行う。)</p>	<p>5【厚生労働省】 (39) 介護保険法(平9法123) (ii) 介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効果的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
15	<p>「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく基本計画において、有機農業の推進に関する施策についての計画を盛り込むこと で、「有機農業の推進に関する法律」で定める「推進計画」に替えることができるよう求める。</p>	<p>「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づく基本計画において、有機農業の推進に関する施策についての計画を盛り込むこと で、「有機農業の推進に関する法律」で定める「推進計画」に替えることができるよう求める。</p>	<p>5【農林水産省】 (14) 有機農業の推進に関する法律(平18法112) 有機農業の推進に関する施策についての計画(7条。以下この事項において「推進計画」という。)については、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画(環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令4法37)16条。以下この事項において「基本計画」という。)に有機農業の推進に関する施策を含めて定める場合においては、当該基本計画を推進計画として位置付けることが可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和4年10月11日付け農林水産省農産局農産政策部農業環境対策課長通知)]</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
16	<p>土地利用基本計画の策定義務の廃止</p> <p>【重点事項】</p>	<p>土地利用基本計画における負担軽減のため、計画策定の義務化の廃止を求める</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(23) 国土利用計画法(昭49法92)</p> <p>(i) 土地利用基本計画(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法」に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を發揮した事例と併せて周知する。 • 土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。
17	<p>国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること</p> <p>【重点事項】</p>	<p>国土利用計画法により、土地利用基本計画を変更する場合にはあらかじめ同法第38条第1項の審議会その他の合議制の機関(以下「第38条審議会」という。)の意見を聴かなければならないこととされているが、個別規制法に基づく土地利用規制の変更に伴う「計画図」の変更に関しては、審議会への意見聴取を不要とすることを求める。</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(23) 国土利用計画法(昭49法92)</p> <p>(i) 土地利用基本計画(9条1項)については、都道府県の事務の効率化のため、令和4年度中に「国土利用計画法」に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針(平29国土交通省国土政策局)を改正し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 土地利用基本計画は、国土利用計画(都道府県計画)と一体のものとして策定することが可能であることを、総合調整機能を發揮した事例と併せて周知する。 • 土地利用に関する重要な事項等の調査審議に関する審議会(38条)の運営については、類似の審議会等との統合、書面やオンラインによる開催など、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能であることを、先進的な事例と併せて周知する。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
18	<p>日本語教育推進に関する地方公共団体的な方針の策定を法律で求めないこと、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなることを求める</p> <p>【重点事項】</p>	<p>日本語教育推進に関する地方公共団体的な方針の策定を法律で求めないこと、また県が方針を定めることで市町が方針を定める必要がなくなることを求める</p>	<p>5【外務省(2)】【文部科学省(18)】</p> <p>日本語教育の推進に関する法律(令元法48)</p> <p>日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針(11条)については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、複数の地方公共団体が共同策定すること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね5年ごとに検討を加えらるるとしている日本語教育の推進に関する国の基本方針(10条1項)の次回の見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
19	<p>都道府県障害福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。</p> <p>他の上位計画等により代替可能とすること</p> <p>【重点事項】</p>	<p>都道府県障害福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。</p>	<p>5【厚生労働省】</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)(i)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、障害者計画(障害者基本法(昭45法84)11条2項及び3項)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>
20	<p>都道府県障害児福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。</p> <p>他の上位計画等により代替可能とすること</p> <p>【重点事項】</p>	<p>都道府県障害児福祉計画の策定における負担軽減のため、計画策定の義務の廃止や策定の趣旨や目的が重複する上位計画での代替を可とすることを求める。</p>	<p>5【厚生労働省】</p> <p>(4)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)(i)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、障害者計画(障害者基本法(昭45法84)11条2項及び3項)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
21	<p>家畜排せつ物利用促進都道府県計画の策定につき他の上位計画等の策定により代替可能とすること</p> <p>【重点事項】</p>	<p>家畜排せつ物利用促進都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(10)家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平11法112)都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(8条)については、都道府県における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。</p>
22	<p>酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画における負担軽減のため、他の上位計画等での代替を可とすることを求める。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(6)酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4。以下この事項において「都道府県計画等」という。)については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画/作成要領」(昭58農林水産省畜産局長。以下この事項において「要領」という。)を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。 ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。
23	<p>酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>酪農・肉用牛生産近代化計画作成要領(以下、要領)で規定されている様式を廃止し、内容を地方公共団体の裁量に任せること。</p> <p>策定に当たって、都道府県知事の農林水産大臣(市町村長は都道府県知事)との協議事項を報告事項に変更すること。</p>	<p>5【農林水産省】</p> <p>(6)酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭29法182)都道府県及び市町村における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画(2条の3及び2条の4。以下この事項において「都道府県計画等」という。)については、次期の都道府県計画等の作成に向け、「酪農・肉用牛生産近代化計画/作成要領」(昭58農林水産省畜産局長。以下この事項において「要領」という。)を令和7年中に改正し、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要領に定める都道府県計画等の様式を簡素化するとともに、簡素化した様式を参考様式として位置付け、地方公共団体が任意の様式で作成して差し支えないこととする。 ・都道府県計画等は地方公共団体における既存の他の計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化する。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
24	<p>地方スポーツ推進計画の廃止</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方スポーツ推進計画の策定における負担軽減のため、計画策定に係る規定の廃止を求める</p>	<p>5【文部科学省】</p> <p>(14) スポーツ基本法(平23法78)</p> <p>地方スポーツ推進計画(10条1項)については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地方スポーツ推進計画の策定等について」(平30スポーツ庁次長)等については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置付けることも可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること(都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)、国のスポーツ基本計画(9条1項)は参考とすべきであるもの同計画の記載事項の全てを定める必要はないこと及び数値目標の設定は地方公共団体の判断に委ねられていることなど、地域の実情に応じたより負担の少ない計画策定が可能であること等について明確化し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体における当該計画に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和8年度の第3期スポーツ基本計画の終期までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
25	<p>瀬戸内海環境保全府県計画の策定</p> <p>に係る他の計画との一体的策定</p> <p>【重点事項】</p>	<p>瀬戸内海環境保全府県計画の策定における負担軽減のため、他の重複する計画での代替を可とすることを求める。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(7) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)</p> <p>瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知する。</p>
26	<p>瀬戸内海指定物質削減指導方針の策定に係る他の計画との一体的策定</p> <p>【重点事項】</p>	<p>瀬戸内海指定物質削減指導方針における負担軽減のため、内容が重複する他の計画での代替を可とすることを求める。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(7) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭48法110)</p> <p>瀬戸内海の環境の保全に関する府県計画(4条1項)及び指定物質削減指導方針(12条の3第1項)については、関係府県の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、関係府県に令和4年度中に通知する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
27	<p>地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定における負担軽減に係る負担軽減</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定における負担軽減として計画策定に必要とされる内容の簡素化を求める。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(11) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117) 地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和5年度中に提供する。 ・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
28	<p>地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村に対する策定に関する規定の廃止および国、都道府県レベルでの計画策定の規定を充実させ、市町村についてはその計画をもとに当該自治体の実情に合わせて施策の強化を図る旨を規定すること。</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村に対する策定に関する規定の廃止および国、都道府県レベルでの計画策定の規定を充実させ、市町村についてはその計画をもとに当該自治体の実情に合わせて施策の強化を図る旨を規定すること。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(11) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平10法117) 地方公共団体実行計画(21条1項)の策定に係る地方公共団体への支援については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の推計手法を見直し、再生可能エネルギー導入目標の設定方法を示すなど、地方公共団体実行計画を策定しようとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを改定し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体実行計画の策定に資するよう、定期報告(電気関係報告規則(昭40通商産業省令54)2条)から得られる情報に基づき、需要電力量や再生可能エネルギー発電設備による電力量等を、地方公共団体に令和5年度中に提供する。 ・二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量のデータの提供について検討し、令和5年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
29	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31)に基づき、都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続きの簡素化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31)の改定に係る事務負担を軽減するため、軽微な変更時の手続きの簡素化を求める。</p>	<p>5【内閣官房】</p> <p>(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平24法31)及び市町村行動計画(8条)において「計画」という。)の変更のうち、地方公共団体の組織に係る名称の変更等の軽微な変更については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下に掲げる事項について、地方公共団体に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 計画の変更(7条9項及び8条8項)について、軽微な変更の場合には、逐次、計画を変更するのではなく、軽微な変更以外の変更がある際の一括して行うこととして差し支えないこと。 • 計画の変更に伴う学識経験者からの意見聴取(7条3項及び8条7項)について、意見聴取を行う学識経験者に対し、事前に軽微な変更の例を示し、これらの変更についてあらかじめ包括的に承認を得ておくことで、逐次の意見聴取を行わないこととして差し支えないこと。 • 軽微な変更のみを行う場合の学識経験者からの意見聴取の方法について、有識者会議等の開催は必ずしも必要ではなく、変更の内容や地方公共団体の実情に応じて電子メールを活用するなど、柔軟に変更することとして差し支えないこと。 <p>【措置済み(令和4年11月15日付内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡)】</p>
30	<p>地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止</p> <p>【重点事項】</p>	<p>交付決定を受けた直近の実施計画における、当該年度事業費の2割以内の減額、要素事業間の2割以内の流用等、軽微変更としての報告が求められている全について、報告を不要とする。</p>	<p>5【内閣府】</p> <p>(7) 地域再生法(平17法24)</p> <p>(ii) 地方創生推進交付金の申請に係る実施計画の軽微変更報告については、地方公共団体の負担軽減を図る観点から、報告基準や事務手続等を見直す方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
31	<p>都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し</p> <p>【重点事項】</p>	<p>関係法令等により毎年度の策定が義務付けられている「都道府県等食品衛生監視指導計画」の計画期間について、各地方の自主的な判断に委ねる等の見直しを求める。</p>	<p>5【消費者庁(1)】【厚生労働省(8)】</p> <p>食品衛生法(昭22法233)</p> <p>都道府県等食品衛生監視指導計画(24条1項。以下この事項において「監視指導計画」という。)については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都道府県等から国への監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。 • 効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 • 監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとされていること(70条2項)については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 • 監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 • 「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平15厚生労働省告示301。以下この事項において「指針」という。)において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。
32	<p>食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能なこと</p> <p>【重点事項】</p>	<p>食品衛生監視指導計画の策定に係る弾力的な運用を行うこと、また、計画に特に変更がない場合は、毎年度の策定は不要とし、策定後の国への報告を省略すること。</p>	<p>5【消費者庁(1)】【厚生労働省(8)】</p> <p>食品衛生法(昭22法233)</p> <p>都道府県等食品衛生監視指導計画(24条1項。以下この事項において「監視指導計画」という。)については、都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下この事項において「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都道府県等から国への監視指導計画の報告(24条4項)については、電子メールによる報告を原則とする旨を明確化し、都道府県等に令和4年度中に通知する。 • 効率的な監視指導計画の策定に資する取組事例を整理し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 • 監視指導計画を策定又は変更するに当たり、当該計画の趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めなければならないとされていること(70条2項)については、都道府県等の判断で柔軟に意見聴取の手法を選択することが可能である旨を明確化し、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 • 監視指導計画に記載することとされている項目に関する記載内容については、都道府県等の判断により簡素化することが可能である旨を、都道府県等に令和5年7月末までに通知する。 • 「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平15厚生労働省告示301。以下この事項において「指針」という。)において定められている監視指導計画の記載事項については、食品衛生に係る状況変化等による影響を受けやすいため、毎年度の内容の検証及び変更が必要と考えられる事項と、地域の実情や監視指導の内容を踏まえて、各都道府県等が必要と認める場合に見直しを行うことが可能である事項を区分することとし、令和5年7月末までに指針を改正する。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
33	公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化 【重点事項】	公立大学法人における年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価(年度評価)について、国立大学法人の例(令和4年4月1日改正)に従い、廃止すること。	5【総務省】 (23) 地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人の年度計画(27条1項)の作成及び年度評価(78条の2第1項1号)については、国立大学法人の例を踏まえ、これを廃止する。
34	登録基準の強化・緩和にかかると見られる市町村の賃貸住宅供給促進計画の策定廃止 【重点事項】	登録基準の強化・緩和にかかると見られる市町村の賃貸住宅供給促進計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	5【国土交通省】 (30) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112) 市町村賃貸住宅供給促進計画(6条1項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することによる、市町村の事務負担の軽減に資するよう方策について、市町村に令和4年度中に通知する。
35	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定廃止 【重点事項】	登録基準の強化・緩和にかかると見られる高齢者居住安定確保計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。	5【厚生労働省(41)】【国土交通省(27)】 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平13法26) 高齢者居住安定確保計画(4条1項及び4条の2第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和5年中に周知する。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
36	<p>空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみに空家対策総合支援事業の申請要件とするこ 【重点事項】</p>	<p>補助金(空家対策総合支援事業)申請要件となっていない空家等対策計画及び事業実施計画の策定を廃止すること、あるいは、事業実施計画の策定のみを補助金の支給要件とすること</p>	<p>5【国土交通省】 (31)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127)空家対策総合支援事業における空家対策計画については、令和4年度中に「住宅市街地総合整備事業制度要綱」(平16国土交通事務次官)を改正し、空家等対策計画(6条)に記載すべき事項を包含した空家対策総合実施計画を策定した場合は、空家等対策計画の別途の作成を補助の要件としないこととするなどの事務の効率化を図る。</p>
37	<p>農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにする。また、目標設定、点検・評価の簡素化や作成が必要な資料の見直しを行う。</p>	<p>農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにする。また、目標設定、点検・評価の簡素化や作成が必要な資料の見直しを行う。</p>	<p>5【農林水産省】 (3)農業委員会等に関する法律(昭26法88)農業委員会による最適化活動(6条2項)については、農地利用最適化推進委員等が円滑に活動することができるよう、現場の実態に応じ、不断の見直しを行う。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
38	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減 【重点事項】	農用地利用配分計画又は農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律(令和4年法律第56号。以下「改正法」という。)施行後の農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可について、新規に権利設定を行う場合と既存の権利を更新する場合とで認可要件や添付書類を別に規定し、更新の場合の認可要件を緩和するとともに添付書類を削減することにより、都道府県知事の認可に係る事務負担を軽減することを求める。	5【農林水産省】 (15)農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)農用地利用配分計画の認可に係る申請の添付書類については、現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権又は使用貸借による権利の設定を行おうとする場合には、添付書類の省略が可能(施行規則12条3項1号)であり、その旨を都道府県等に改めて示すとともに、当該規定により添付書類の省略を行っている事例を、都道府県等に通知する。 [措置済み(令和4年10月28日付け農林水産省経営局農地政策課長通知)]
39	工業団地造成事業に関する都市計画図及び事業計画の変更に関する緩和 【重点事項】	工業団地造成事業に関する都市計画に定める事項について、「宅地の利用計画」の記載内容について、柔軟な運用ができることを提示することを求める。また、工業団地造成事業の施行の認可申請書に記載する事業計画について、事業目的や施行地区に変更がなく、道路、公園、排水等の必要な機能が確保されており、区画道路等の位置、形状の僅かな変更である場合には、事業計画の変更に係る国土交通大臣の認可を不要とすることを求める。	5【国土交通省】 (18)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭33法98)、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭39法145)及び都市計画法(昭43法100) (i)工業団地造成事業に関する都市計画において定める「宅地の利用計画」(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(以下「首都圏近郊整備法」という。))5条1項、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(以下「近畿圏近郊整備法」という。))7条1項については、一定の幅をもった記載が可能であることについて考え方を整理し、地方公共団体に令和5年までに周知する。 (ii)工業団地造成事業の認可の申請書に記載する事業計画の変更(都市計画法63条)については、国土交通大臣の認可を受けるに当たって事業のスケジュールに支障を来さないために可能な手法を整理し、地方公共団体に令和5年までに周知する。
40	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要とされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し 【重点事項】	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業を実施するに当たり、道府県が主体となり、市町村等事業実施主体が行う事業を取りまとめ豪雪地帯安全確保事業計画を作成することとなっているが、当該計画の廃止を求める。特に、市町村の豪雪地帯安全確保事業計画が事業実施主体となる場合であってその経費を道府県が負担しないときの道府県による事業計画の作成を不要とすることを求める。	5【国土交通省】 (19)豪雪地帯対策特別措置法(昭37法73) 「豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業実施要綱」(令3国土交通省)において、道府県が主体となり作成し国土交通省に提出することとされている豪雪地帯安全確保事業計画については、市町村が直接、国土交通省に提出することも可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
41	<p>子ども読書活動推進計画の上位計画への統合を可とすること</p> <p>【重点事項】</p>	<p>子ども読書活動推進計画について、地域の実態が反映されている「教育振興基本計画」や各地方公共団体独自の「総合計画」等の上位計画への統合を可とすること</p>	<p>5【文部科学省】</p> <p>(12) 子どもの読書活動の推進に関する法律(平13法154) 都道府県子ども読書活動推進計画(9条1項)及び市町村子ども読書活動推進計画(9条2項)の策定については、地方公共団体の判断により、他の計画をもって代えることが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年中に通知する。</p>
42	<p>一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>一般廃棄物処理計画の策定にあたり、指針の記載事項を「廃棄物減量等推進協議会等の廃棄物行政に精通した有識者」への変更を求めるとともに、記載項目の軽減を図ること。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)</p> <p>(i) 一般廃棄物処理基本計画(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づくごみ処理基本計画の策定に当たっての指針について」(平20環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長))については、市町村の実情を踏まえ、計画の内容や策定に係る廃棄物減量等推進審議会等への意見聴取等の手続について柔軟に対応することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和4年度中に周知する。</p>
43	<p>分別収集計画における記載事項の簡素化による計画の廃止</p> <p>【重点事項】</p>	<p>リサイクル事業者が中長期的な事業計画を立てて事業継続または新規参入の判断をするために必要不可欠である①計画内の各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第1号)と②各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条第2項第4号)のみを報告形式により代替措置対応が可能となるように計画を廃止。</p>	<p>5【環境省】</p> <p>(10) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村分別収集計画(8条1項)については、一般廃棄物処理計画などの廃棄物処理に関する計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、市区町村に令和4年度中に通知する。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
44	<p>循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化 【重点事項】</p>	<p>循環型社会形成推進交付金申請にかかる循環型社会形成推進地域計画の記載事項の簡素化。</p>	<p>5【環境省】 (18) 循環型社会形成推進交付金の交付申請を行うために作成を要する循環型社会形成推進地域計画に市町村等が循環型社会形成推進交付金を軽減するため、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平17環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)の記載内容の簡素化等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
45	<p>交通安全計画の市町村に対する策定努力義務規定の廃止 【重点事項】</p>	<p>交通安全計画策定にかかる法律上の努力義務規定を削除し、原則、市町村に対しては策定を求めないよう見直すこと</p>	<p>5【内閣府】 (4) 交通安全対策基本法(昭45法110)市町村交通安全計画(26条1項)及び市町村交通安全実施計画(同条4項)の作成に係る努力義務に関する規定については、「できる」規定化する。</p>
46	<p>市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止 【重点事項】</p>	<p>市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止</p>	<p>5【農林水産省】 (13) 食育基本法(平17法63)市町村食育推進計画(18条)等に関する調査については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するよう、令和4年度に実施する調査から、当該計画を作成済みであり、かつ、その計画の実施期間内である市町村に対しては、当該計画に変更がない場合には作成状況の報告を不要とする。</p>
47	<p>結核対策特別促進事業実施計画策定に係る記載事項の簡素化 【重点事項】</p>	<p>結核対策特別促進事業実施計画策定の廃止または簡素化。 結核対策全体の単年度計画書を廃止し、交付申請対象全体にかかる計画書のみの提出に簡素化されたい。</p>	<p>5【厚生労働省】 (56) 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金結核対策特別促進事業における感染症予防事業費等国庫負担(補助)金に係る結核対策特別促進事業実施計画書の記載内容については、「都道府県(市・区)における結核と結核対策の概要」欄と事業ごとに作成する「事業の目的」欄との重複の見直し等、補助額算定のために必要最小限の内容となるよう簡素化することとし、令和5年度の当該事業の実施に当たって必要な措置を講ずる。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
48	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としな 【重点事項】	耐震改修促進計画の策定を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないことを求める。	5【国土交通省】 (25)建築物の耐震改修の促進に関する法律(平7法123)社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減するため、市町村耐震改修促進計画(6条1項)に記載すべき内容を包含した社会資本整備計画を策定すれば、当該記載内容に係る部分は市町村耐震改修促進計画に該当し、別途計画を策定せずとも同交付金の交付対象とすることとし、その旨を市町村に令和4年度中に通知する。
49	マンション管理適正化推進計画の策定を廃止 【重点事項】	管理計画の認定を運用する上でのマンション管理適正化推進計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず管理計画の認定制度の運用を自治体の裁量とすること。	5【国土交通省】 (26)マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平12法149)マンション管理適正化推進計画(3条の2、以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。 ・「マンション管理適正化推進計画作成の手引き」(令4国土交通省住宅局参事官)を改定し、記載の見直し及び推進計画の作成に当たって参考となる記載例を充実した上で、地方公共団体に令和5年中に周知する。 ・推進計画に記載する必要がある目標、施策及び実施等については、目標及び施策等は他の計画等において記載及び公表した上で、認定基準は別途公表することができることや、行政手続法(平5法88)上の申請に対する処分の審査基準(同法5条)に目標及び施策等が記載されれば、認定基準と一体のものとして推進計画とみなすことができることなど、柔軟な策定が可能であることを明確化し、推進計画を他の計画等に位置付けている事例と併せて、地方公共団体に令和4年度中に通知する。
50	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定に当たり、地域国際交流推進大綱への位置づけを不要とすること 【重点事項】	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会の認定において地域国際交流推進大綱への位置づけを廃止すること	5【総務省】 (31)地域国際化協会の認定に係る事務 都道府県及び指定都市における地域国際化協会の認定については、当該協会の地域国際交流推進大綱への位置づけを必要とする要件を令和4年度中に削除する。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
51	<p>立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合するとともに、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること</p> <p>【重点事項】</p>	<p>都市計画マスタープランに各計画に関する趣旨を記載していれば、各計画を策定していることとみなすこと。</p> <p>あわせて、都市計画マスタープランの決定手続きをもつて、その他の計画も決定したとみなすこと</p> <p>また、各計画を統合した都市計画マスタープランをもつて、補助金等の制度を運用可能とすること</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(22)都市計画法(昭43法100)及び都市再生特別措置法(平14法22)住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(都市再生特別措置法81条)及び都市・地域総合交通戦略(「都市・地域総合交通戦略要綱」(平21国土交通省都市・地域整備局長)第三)については、市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法18条の2)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化するため、参考となる事例を示しつつ、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)及び「都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～」(令4国土交通省都市局)を改訂する。</p>
52	<p>自治体において独自に策定している防災に関する計画を立地適正化計画における防災指針とみなすこと</p> <p>【重点事項】</p>	<p>防災に関する計画を策定していれば、立地適正化計画においても防災指針を策定していることとみなすこと</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(28)都市再生特別措置法(平14法22)住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(81条)に記載する、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針(81条2項5号。以下この事項において「防災指針」という。)については、市町村が独自に定める防災に関する計画が防災指針の内容を含み、かつ、81条22項に定める手続を経た場合、当該計画を防災指針と位置付けることが可能であることを明確化するため、令和4年度中に「立地適正化計画作成の手引き」(令4国土交通省都市局都市計画課)を改訂する。</p>
53	<p>文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>文化財保存活用地域計画の策定にあたっては、地方自治体の実情に合わせ、計画の構成などについて独自性を持つことを弾力的に認めること</p>	<p>5【文部科学省】</p> <p>(6)文化財保護法(昭25法214)文化財保存活用地域計画(183条の3第1項)については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(平31文化庁)を改訂し、作成上重要となる点や計画の構成例の提示、ページ数や作成工程の目安を示すなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
54	<p>所有者不明土地等対策計画の他の計画との一体的策定</p> <p>【重点事項】</p>	<p>所有者不明土地等対策計画を国補助金の要件としないこと、あるいは、既存の「空き家対策計画」または「空き家対策総合実施計画」への必要内容の盛り込みによる計画策定でも可とする</p>	<p>5【国土交通省】</p> <p>(33)所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)</p> <p>所有者不明土地対策計画(45条)については、当該計画を作成する市町村の事務負担を軽減するため、既存の空き家対策計画(空き家対策の推進に関する特別措置法(平26法127)6条)と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、市町村に通知する。</p> <p>【措置済み(令和4年11月1日付け国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長通知)】</p>
55	<p>市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと</p> <p>【重点事項】</p>	<p>市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと</p>	<p>5【文部科学省】</p> <p>(17)学校教育の情報化の推進に関する法律(令元法47)</p> <p>学校教育情報化推進計画(9条1項及び2項。以下この事項において「推進計画」という。)については、地方公共団体がその実情に応じ策定及び改定に係る時期等を判断すること、教育振興基本計画(教育基本法(平18法120)17条2項)等の他の計画をもって代えることが可能であること並びに推進計画の策定を財政措置の要件としな</p> <p>いことを明確化し、地方公共団体に通知する。</p> <p>【措置済み(令和4年10月20日付け文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム事務連絡)】</p>
56	<p>国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止</p> <p>【重点事項】</p>	<p>国庫補助事業(学校施設環境改善交付金)申請および公共施設等適正管理推進事業債の前提としての個別施設計画の策定及び変更義務の廃止</p>	<p>5【総務省】</p> <p>(28)公共施設等適正管理推進事業</p> <p>公共施設等適正管理推進事業債については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、同事業債の協議等手続に係る事務の簡素化など必要な方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>5【文部科学省】</p> <p>(9)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81)</p> <p>学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。)については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別施設ごとの長寿命化計画に記載すべき事項を同計画によらずとも確認できる場合には、交付金の採択要件を満たすことについて、地方公共団体に令和4年度中に周知する。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
57	<p>都道府県健康増進計画(健康日本21当県計画)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(当県歯科口腔保健基本計画)について、計画期間を現行の10年間から、他の関連計画の見直し時期とずれが生じない12年間とすることを求める。</p> <p>【重点事項】</p>	<p>都道府県健康増進計画(健康日本21当県計画)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(当県歯科口腔保健基本計画)について、計画期間を現行の10年間から、他の関連計画の見直し時期とずれが生じない12年間とすることを求める。</p>	<p>5【厚生労働省】</p> <p>(42)健康増進法(平14法103)及び歯科口腔保健の推進に関する法律(平23法95)国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平24厚生労働省告示430)及び歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(平24厚生労働省告示438)の期間については、政策的に関連の深い他の指針や計画等の期間を踏まえ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会において検討し、令和5年春を目途に結論を得る。その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。</p>
58	<p>国の交付金に係る施設整備計画作成の省略化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>地方公共団体が公立学校施設整備に係る国の交付金の交付を受けるために必要な施設整備計画の作成を、長寿命化計画の策定及び建築計画の提出で足りるものとするよう求める。</p>	<p>5【文部科学省】</p> <p>(9)義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭33法81)学校施設環境改善交付金(以下この事項において「交付金」という。)については、地方公共団体の事務負担の軽減の観点から、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設整備計画(12条2項)に関し、必須とされている記載項目の一部については、地方公共団体の判断により任意に記載する項目とする 他の類似計画からの引用を可能とするなど、必要な措置を令和4年度中に講ずる。 建築計画については、需要調査という目的に照らし、調査項目を見直すなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
59	<p>DV防止法に基づく「都道府県基本計画」を「都道府県男女共同参画計画」と一体的に策定可能であることを明確化</p> <p>【重点事項】</p>	<p>都道府県男女共同参画基本計画について、他の計画と一体で作成できることを明確化することにより、同計画をDV防止法に基づく「都道府県基本計画」と一体的に作成可能とすること。</p>	<p>5【厚生労働省】</p> <p>(54)困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令4法52)都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(8条1項)及び市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(同条3項)については、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することを可能とする方向で検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
60	循環器病対策推進計画の廃止 【重点事項】	循環器病対策推進計画を廃止する。	5【厚生労働省】 (47) がん対策基本法(平18法98)及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平30法105) 都道府県がん対策推進計画(がん対策基本法12条)及び都道府県循環器病対策推進計画(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法11条)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)等の政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。
61	都道府県医療計画における一部の事項の策定につき、関係する計画の策定により代替可能とする 【重点事項】	医療計画に定められているがん、脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患については、都道府県がん対策推進計画及び都道府県循環器病対策推進計画の策定をもって、代替可能とする。	5【厚生労働省】 (47) がん対策基本法(平18法98)及び健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平30法105) 都道府県がん対策推進計画(がん対策基本法12条)及び都道府県循環器病対策推進計画(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法11条)については、医療計画(医療法(昭23法205)30条の4)等の政策的に関連の深い他の計画と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県に令和4年度中に通知する。
62	港湾計画改訂に伴う技術的支援	港湾計画改訂時における技術的支援を求める。	5【国土交通省】 (10) 港湾法(昭25法288) 港湾計画(3条の3)については、船舶の大型化などの関連データや社会動向分析、貨物量推計に関する最新の知見等のデジタル技術も活用した提供など、当該計画の変更における港湾管理者の負担軽減に資する技術的支援の在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
63	農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る農用地区域整備計画の変更に係る土地の用途区分の変更に係る面積要件の緩和または撤廃	農用地区域内における土地の用途区分の変更に係る農用地区域整備計画の変更に係る土地の用途区分の変更に係る面積要件の緩和または撤廃	
64	湖沼水質保全基本方針に定める湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項の見直し及び環境基準の達成期間の見直し	<p>「水質汚濁に係る環境基準の達成期間の取扱いについて」第1の2について、湖沼の暫定目標を「おおむね5年ごとに必要な見直しを行う」という記載の削除を求める。併せて、湖沼水質保全計画の策定に関する基本的事項（湖沼水質保全基本方針第2の1）について、②汚濁負荷量の推計等について「可能な限り～的～に把握する。」、③水質保全上の効果を推計する際に、「水質保全効果のある水循環回復～も検討の対象とすること。」、④計画期間が5年を超える場合に「5年を目途に計画の進捗状況の評価及び効果の検証を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うこと。」という記載の削除を求める。</p>	<p>5【環境省】 (8)湖沼水質保全特別措置法(昭59法61) 湖沼水質保全計画(4条1項)については、以下の措置を講ずる。 ・記載内容を地域の実情に応じて柔軟に設定することが可能であることを、指定湖沼(3条1項)が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。 ・計画期間が5年を超える場合に行う計画の進捗状況の評価及び効果の検証の実施時期については、地域の実情に応じて5年を超えて設定することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。 ・水質汚濁に係る環境基準の暫定目標(「湖沼のCOD並びに窒素及びリンの環境基準の暫定目標について」(平4環境省水質保全局水質管理課長))の見直しについては、地域の実情に応じて判断することが可能であることを、指定湖沼が所在する都道府県に令和4年度中に通知する。</p>